

# いちごっこ未来応援プラン

## －鹿沼市子どもの貧困対策推進計画－

令和4年度～令和8年度

生まれ育った環境にかかわらず、  
子どもが夢と希望を持って成長できるまち かぬま



花と緑と清流のまち 笑顔あふれるやさしいまち

令和4年3月





## はじめに



近年、都市化や核家族化が進行し、家庭の養育力の低下、親族関係や地域との繋がりの希薄化などにより、様々な課題を抱える家庭が増加しております。

その影響を大きく受ける子ども達は、経済的な要因をはじめ様々な要因によって、必要な養育や教育を受けられない貧困状態に陥っているケースが少なくありません。

貧困は、子どもの成長に様々な影響を及ぼします。子ども達が健やかに成長されるとともに、貧困が世代を超えて連鎖しないよう、必要な環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることが重要です。

本市では、子どもがいる世帯に向けた生活実態に関する調査や、子どもに関わる支援者への調査を実施し、実態把握に努め、その調査結果をもとに、「いちごっこ未来応援プラン」を策定いたしました。

本計画の基本理念である『生まれ育った環境にかかわらず、子どもが夢と希望を持って成長できるまちかぬま』を目指し、子どもの将来が、生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもたちが未来への希望を持って成長できる社会の実現に向け、積極的に取り組んでまいります。

また、令和4年4月からスタートする鹿沼市第8次総合計画においても、保育園や幼稚園等の運営の支援や、人材の確保や育成など、『次代の担い手を育むまちづくり』を推進してまいります。

事業の推進には、行政のみではなく、福祉や教育関係者、地域、事業者など関係者の方々との連携を深めることが重要となりますので、市民の皆様の一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

結びに、計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました鹿沼市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、ニーズ調査などに貴重なご意見をお寄せくださいました多くの市民の皆様に心より厚く御礼申し上げます。

令和4年3月

鹿沼市長 佐藤 信

## 目次

---

### 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨…………… 1
- 2 計画の位置づけ…………… 2
- 3 計画の期間…………… 2
- 4 計画の対象…………… 2

### 第2章 子どもの貧困を取り巻く現状

- 1 本市の現状…………… 3
- 2 鹿沼市子どもの生活実態調査…………… 8
- 3 鹿沼市子どもの支援者調査…………… 20
- 4 調査結果から見える課題…………… 22

### 第3章 計画の基本的な考え方

- 1 総合計画における位置づけ…………… 24
- 2 計画の基本理念…………… 24
- 3 計画の基本方針…………… 25
- 4 計画の体系…………… 26

### 第4章 施策の展開

- 1 早期発見への取り組み…………… 27
- 2 生活支援…………… 29
- 3 教育支援…………… 31
- 4 就労支援…………… 33
- 5 経済的支援…………… 35
- 6 相談・支援・連携体制の整備…………… 39

### 第5章 計画の推進体制と進行管理

- 1 計画の推進体制…………… 41
- 2 計画の進行管理…………… 42

### 資料編

- 1 鹿沼市子どもの貧困対策庁内検討会議設置要綱…………… 43
- 2 いちごっこ未来応援プラン策定までの経過…………… 44
- 3 SDGs（持続可能な開発目標）…………… 45
- 4 用語解説…………… 46

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

厚生労働省が平成30年に実施した国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は13.5%となっており、平成27年の前回調査の13.9%から若干の減少が見られるものの依然として高い水準にあり、およそ7人に1人の子どもが貧困状態とされています。

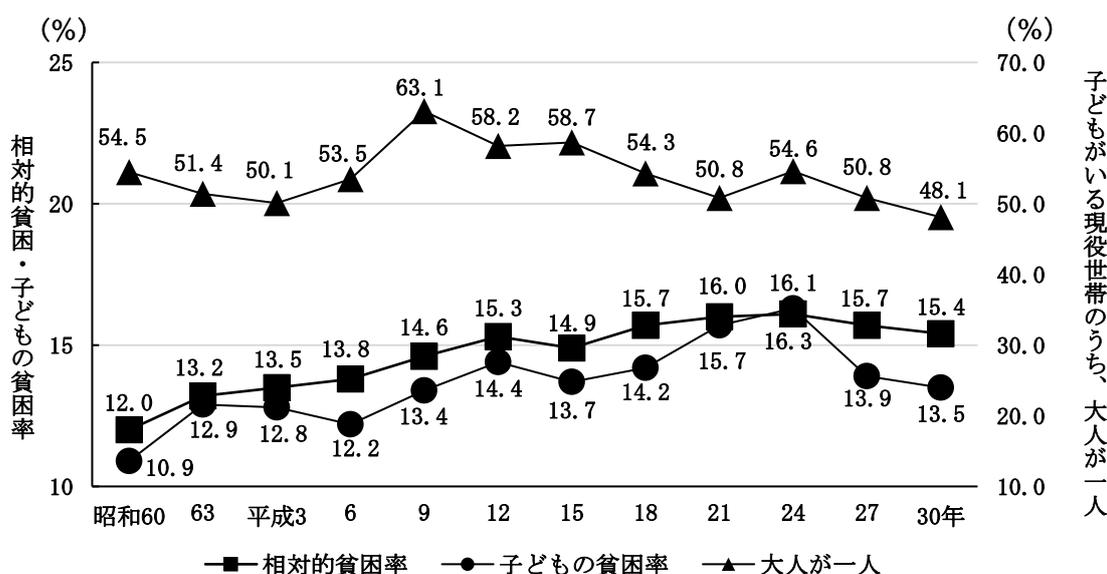
また、子どもがいる現役世帯のうち、ひとり親世帯の貧困率は48.1%であり、約半数が経済的に厳しい状況に置かれています。

このような状況の中で、国においては令和元年9月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、それに伴い同年11月には「子供の貧困対策に関する大綱」が新たに閣議決定されました。また、栃木県においては、令和2年3月に策定した「とちぎ子ども・子育て支援プラン（2期計画）」の中で、子どもの貧困対策の推進に取り組んでいます。

貧困の状態にある子どもと家庭については、全国的な課題となっております。家庭の経済状況に関わらず、学習の機会均等を図り、子どもたちが健全に育成される環境の整備が求められています。

本市においても、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、全ての子どもが将来に希望と夢を持って成長できる社会の実現に向け、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「いちごっこ未来応援プランー鹿沼市子どもの貧困対策推進計画ー」を策定します。

相対的貧困率の推移

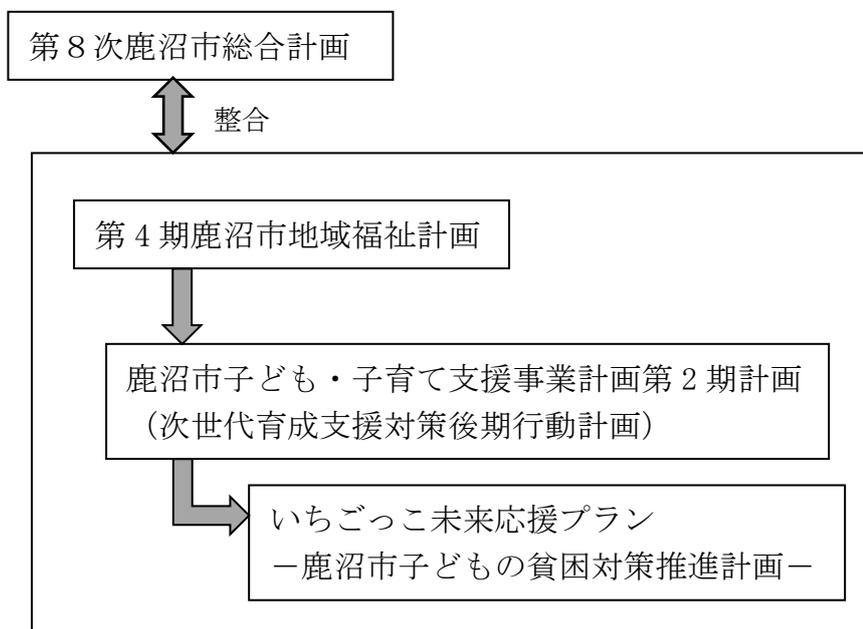


(資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」)

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第4条及び「子供の貧困対策に関する大綱」、「とちぎ子ども・子育て支援プラン(2期計画)」を踏まえ、「鹿沼市総合計画」や「鹿沼市地域福祉計画」、「鹿沼市子ども・子育て支援事業計画(第2期計画)」における課題や基本的な方針をもとに、子どもの貧困対策に資する施策を体系的に整理し、総合的に推進するための具体的な取り組みを示すものです。

また、「鹿沼市総合計画」における国際的な目標のSDGsへの取り組みを踏まえ、本計画にSDGsの視点を反映します。



## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、国の法律や大綱の見直しの動向を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 4 計画の対象

「子供の貧困対策に関する大綱」による子どもの貧困対策の方針によると、生活保護法や生活困窮者支援法等の関連法制と一体的に捉えて推進することとされています。

本計画では、経済的な困窮により成長過程で困難を抱えやすい子どもとその家庭とします。

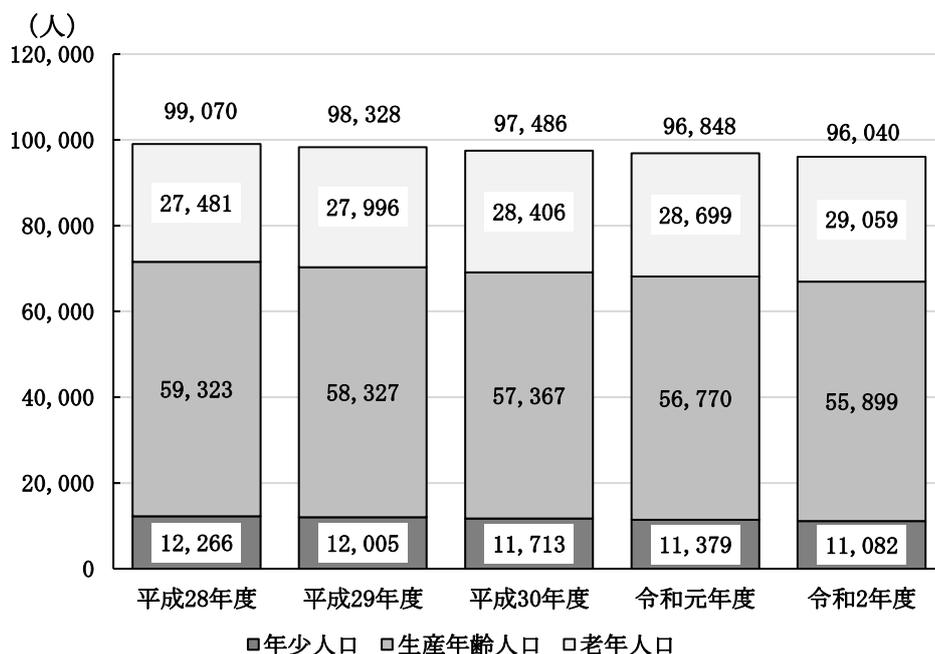
## 第2章 子どもの貧困を取り巻く現状

### 1 本市の現状

#### (1) 人口

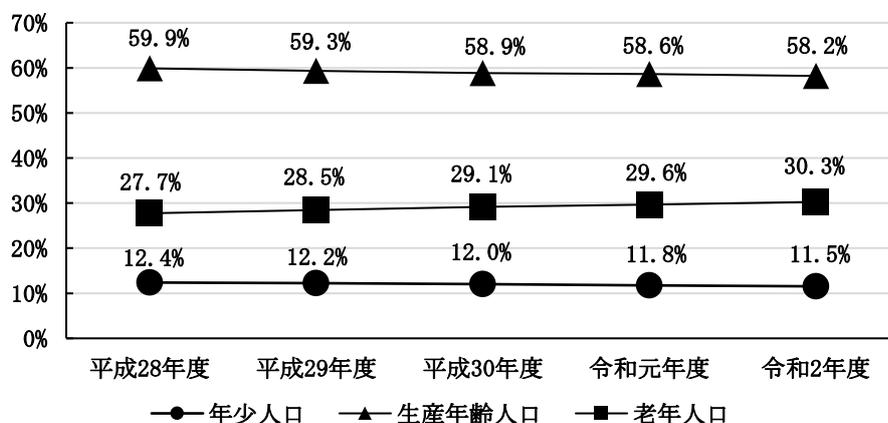
本市の人口については、令和2年度末で96,040人であり、減少傾向にあります。年少人口（0歳～14歳）や生産年齢人口（15歳～64歳）は年々減少していますが、老年人口（65歳以上）は年々増加しています。

図1：年齢区分別人口の推移（人数）



（資料：住民基本台帳 各年度3月31日現在）

図1-2：年齢区分別人口の推移（割合）

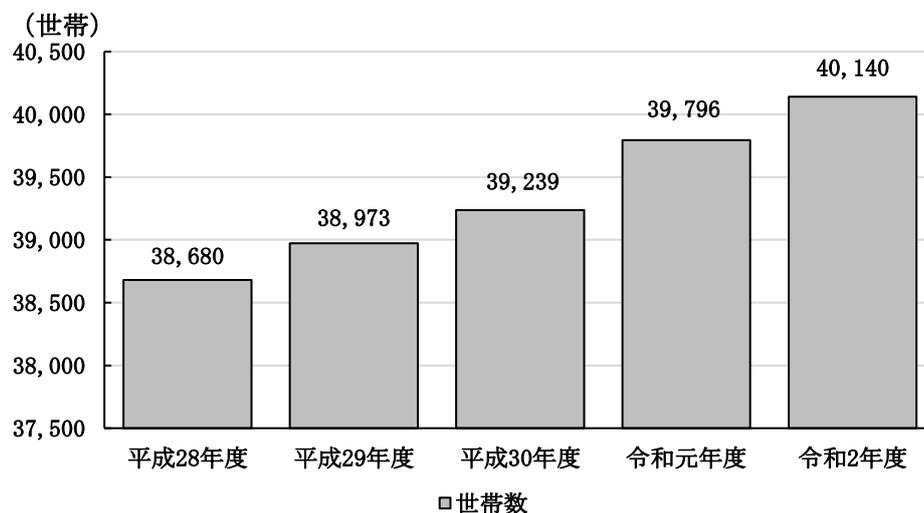


（資料：住民基本台帳 各年度3月31日現在）

## (2) 世帯数の推移

本市の世帯数については令和2年度末で40,140世帯であり、年々増加傾向にあります。

図2：世帯数の推移

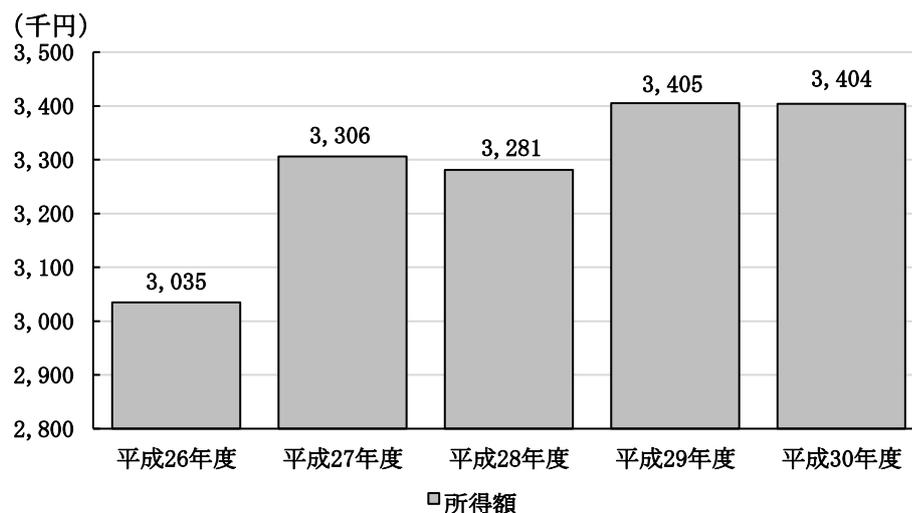


(資料：住民基本台帳 各年度3月31日現在)

## (3) 一人あたりの市町村民所得

本市の一人あたりの市町村民所得(※)については、平成30年度において3,404千円であり、増加傾向にあります。

図3：一人あたりの市町村民所得の推移



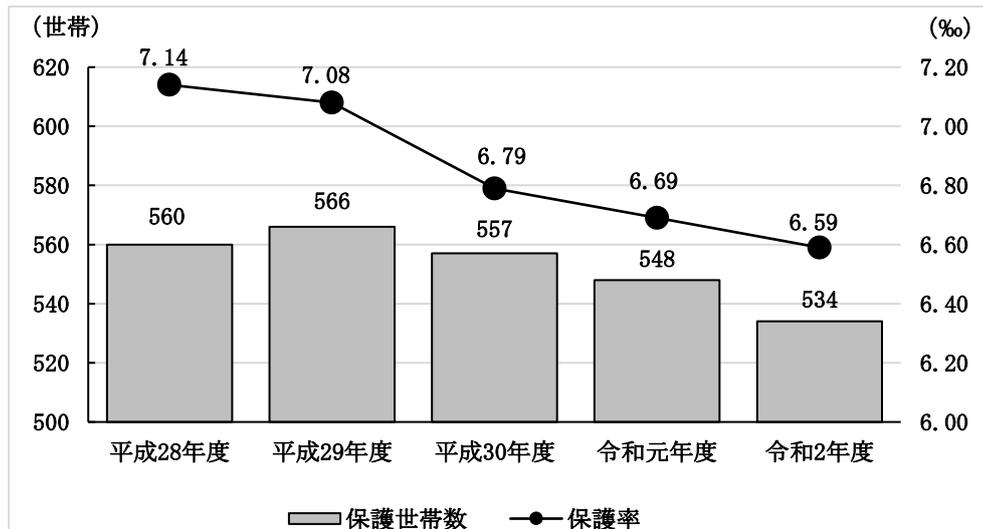
(資料：令和3年3月30日公表 平成30(2018)年度とちぎの市町村民経済計算(概要))

※一人あたりの市町村民所得には企業所得等も含まれており、個人の所得水準を示すものではありません。

(4) 生活保護世帯数の状況

令和2年度の生活保護世帯数は534世帯となっており、保護率は、6.59‰（人口千人当）です。本市の生活保護世帯数及び保護率は、生活相談・支援センターとの切れ目ない相談支援体制により、近年は微減傾向にあります。

図4：生活保護世帯及び保護率の推移

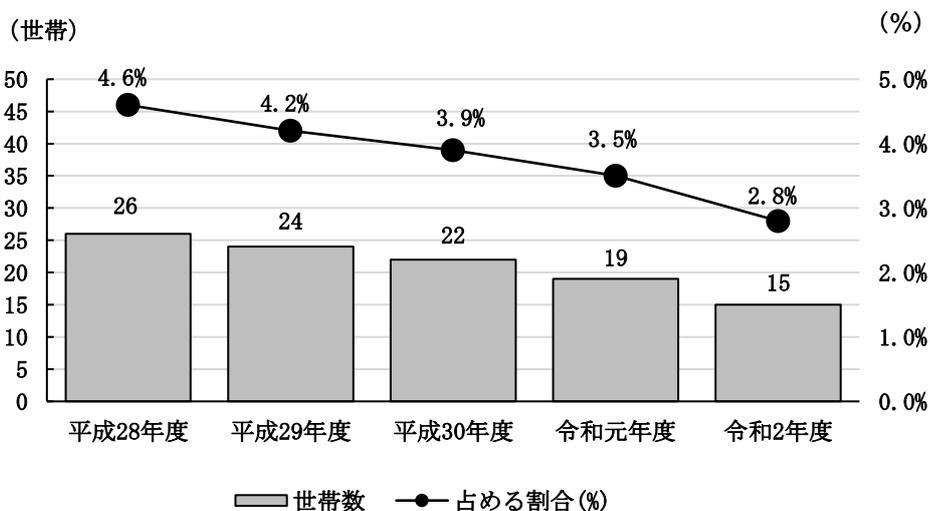


(資料：厚生課)

(5) 18歳未満の子がいる生活保護世帯数の状況

生活保護世帯のうち18歳未満の子がいる世帯は20世帯前後で推移しています。

図5：生活保護世帯のうち、18歳未満の子がいる世帯数及び占める割合の推移

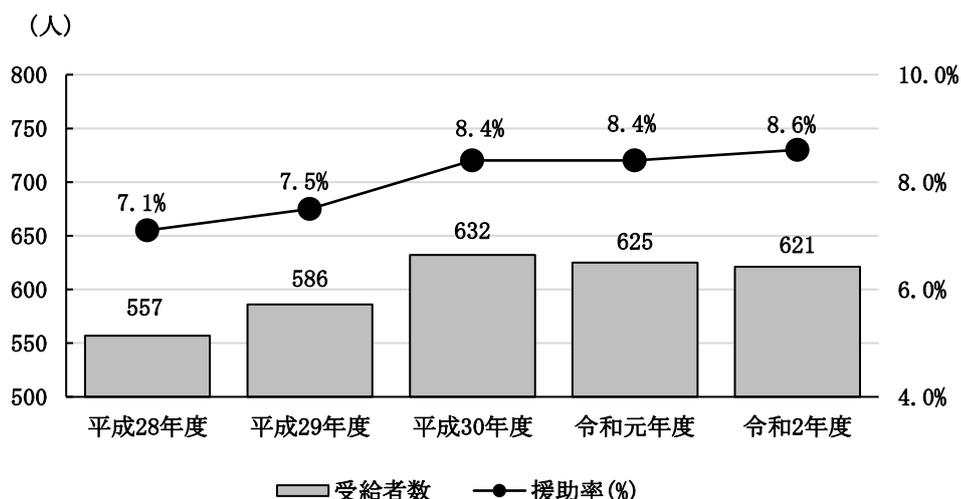


(資料：厚生課)

(6) 要保護・準要保護の児童生徒の就学援助の状況

要保護・準要保護の児童生徒の就学援助について、令和2年度では児童・生徒数 7,235 人に対し、就学援助の対象者となる要保護または準要保護にあたる者は 621 人です。同年の援助率については 8.6%となっており、年々微増している傾向があります。

図6：要保護・準要保護の児童生徒の就学援助の対象者数及び援助率の推移



(単位：人)

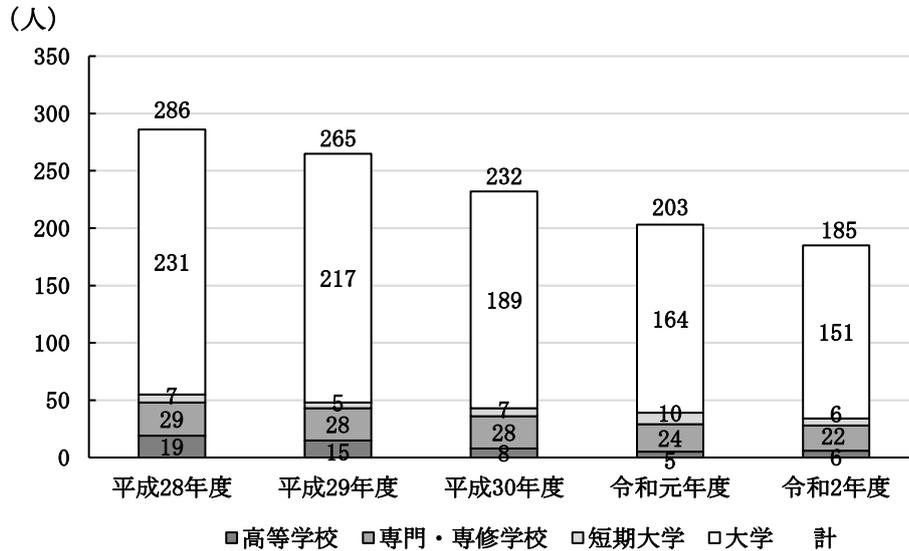
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
小学校	児童数	5,213	5,127	4,970	4,851	4,654
	要保護	17	12	7	9	3
	準要保護	327	343	380	390	376
	計	344	355	387	399	379
	援助率(%)	6.6	6.9	7.8	8.2	8.1
中学校	生徒数	2,668	2,640	2,575	2,568	2,581
	要保護	12	13	10	9	8
	準要保護	201	218	235	217	234
	計	213	231	245	226	242
	援助率(%)	8.0	8.8	9.5	8.8	9.4
計	援助率(%)	7.1	7.5	8.4	8.4	8.6

(資料：学校教育課)

(7) 奨学金の貸付の状況

本市の奨学金の貸付について、令和2年度では全体として185人となっており、年々減少傾向にあります。学校の段階については、大学が大半を占めています。

図7：奨学金の貸付実績の推移

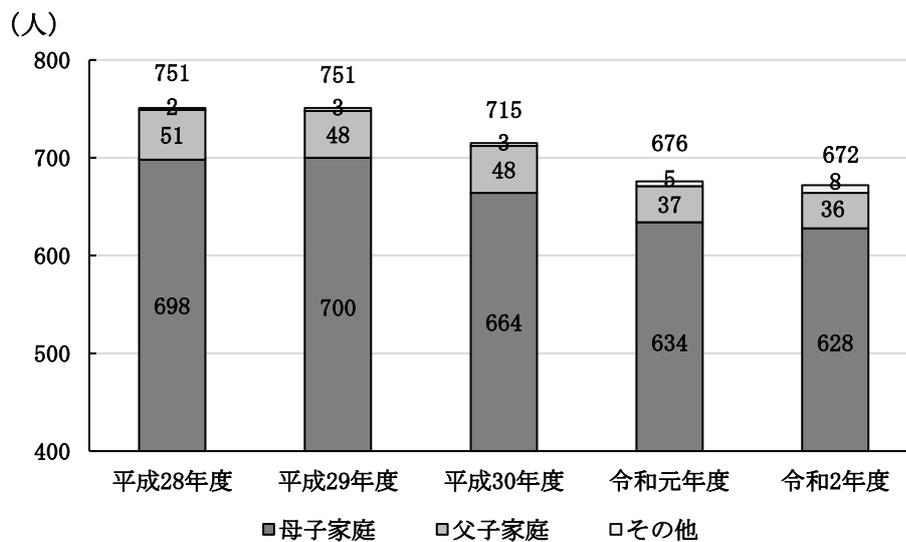


(資料：教育総務課)

(8) 児童扶養手当の受給状況

児童扶養手当の受給者については、令和2年度では全体として672人であり、年々減少傾向にあります。受給対象の家庭の内訳では、母子家庭が大半を占めています。

図8：児童扶養手当の受給者数の推移



(資料：子育て支援課)

## 2 鹿沼市子どもの生活実態調査

### (1) 調査の目的

鹿沼市における子育て世帯の生活環境や経済状況等を把握し、今後の支援策を検討するため、子どもとその保護者を対象に実態調査を実施しました。

### (2) 調査対象者

市内全小学校の5年生800人とその保護者800人

市内全中学校の2年生891人とその保護者891人

### (3) 調査方法

小学校及び中学校を通して、調査票を配布・回収しました。

### (4) 調査期間

令和3年10月13日～ 令和3年10月26日

### (5) 配布数及び回収数

全体の回収率は88.4%でした。

	子ども			保護者			合計
	小学 5年生	中学 2年生	計	小学 5年生の 保護者	中学 2年生の 保護者	計	
配布数 (人)	800	891	1,691	800	891	1,691	3,382
回収数 (人)	709	790	1,499	709	782	1,491	2,990
回収率 (%)	88.6	88.7	88.6	88.6	87.8	88.2	88.4

(6) 困窮度の分類

本調査の回答結果から、鹿沼市の等価可処分所得の中央値は 317 万円となり、厚生労働省が実施した国民生活基礎調査での基準で捉えると、相対的貧困率は 12.7%と推定されます。

困窮度の分類

区分		基準	割合
困窮度が低い ↑ ↓ 困窮度が高い	中央値以上	等価可処分所得の中央値（317 万円）以上	52.6%
	困窮度Ⅲ	等価可処分所得の中央値未満から 60%以上	30.1%
	困窮度Ⅱ	等価可処分所得の中央値の 50%以上 60%未満	4.7%
	困窮度Ⅰ	等価可処分所得の中央値の 50%未満	12.7%

相対的貧困と相対的貧困率について

相対的貧困とは、国や地域社会において、平均的な生活水準よりも相対的に低い所得水準にある状況をいい、厚生労働省が実施している国民生活基礎調査においては、一定基準（貧困線）を下回る所得水準の者の割合を相対的貧困率とし、等価可処分所得をもとに算出されます。

- 可処分所得      収入から税金や社会保険料などを差し引いたものです。本市では、収入（手当や養育費などを含む）で計算しています。
- 等価可処分所得      可処分所得を世帯人数で調整した所得（世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で割ったもの）です。
- 中央値      等価可処分所得について、低い順に並べたときの真ん中の数値です。
- 貧困線      中央値の半分の額です。
- 相対的貧困率      等価可処分所得が貧困線に満たない者の割合です。

(7) 調査結果の概要

ア 困窮度と世帯構成

困窮度Ⅰにおける世帯構成について、ふたり親世帯と母子世帯ではほとんど同じ割合ですが、中央値以上の区分ではふたり親世帯が約7割を占め、母子世帯は1割未満となっています。また、母子世帯では約3割半が困窮度Ⅰとなっています。

図1：困窮度別の世帯構成

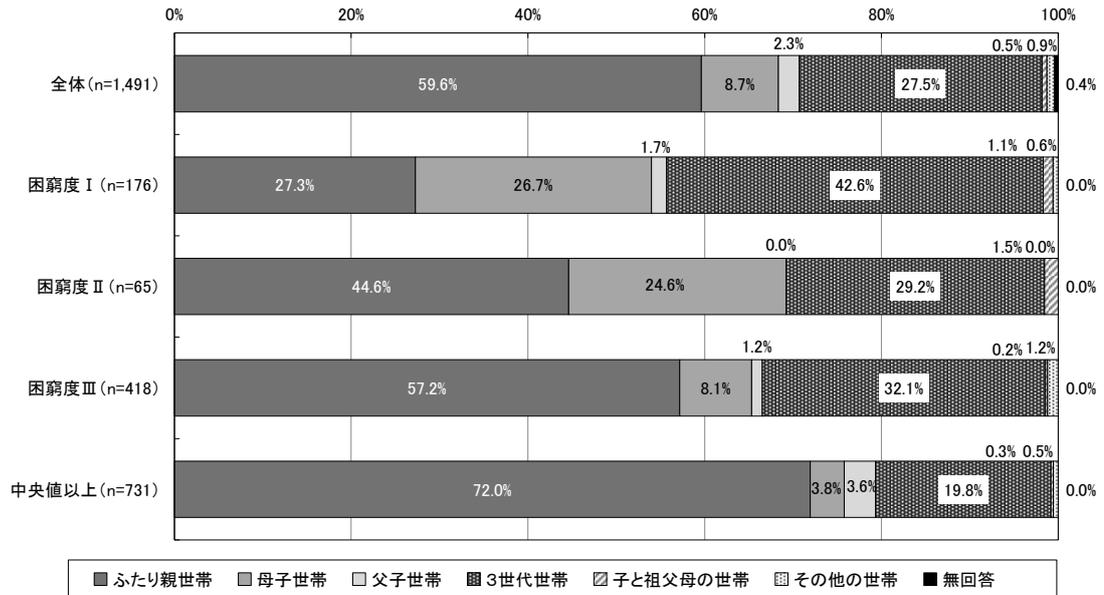
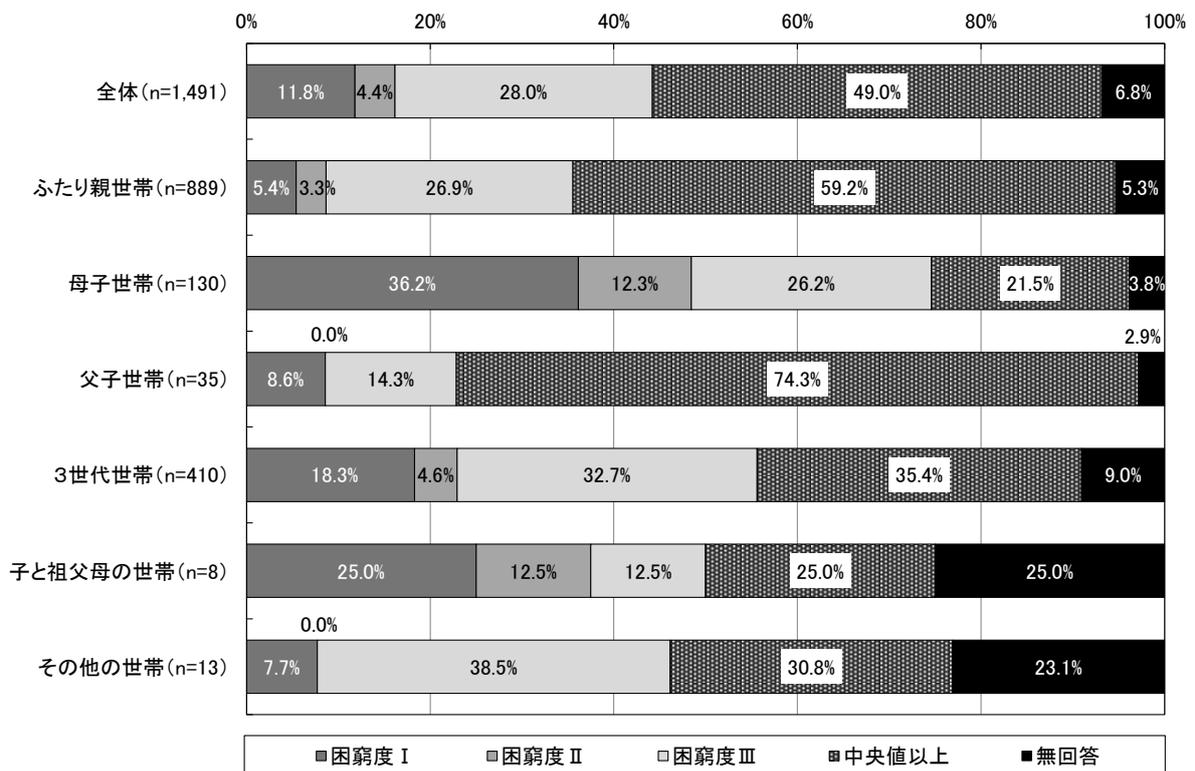


図2：世帯構成別の困窮度



イ 就労状況と困窮度、世帯構成

困窮度Ⅰにおける就労状況別では非正規群が約 5 割であり、非正規群に占める母子世帯の割合は5割を超えています。

図 3：就労状況別の困窮度

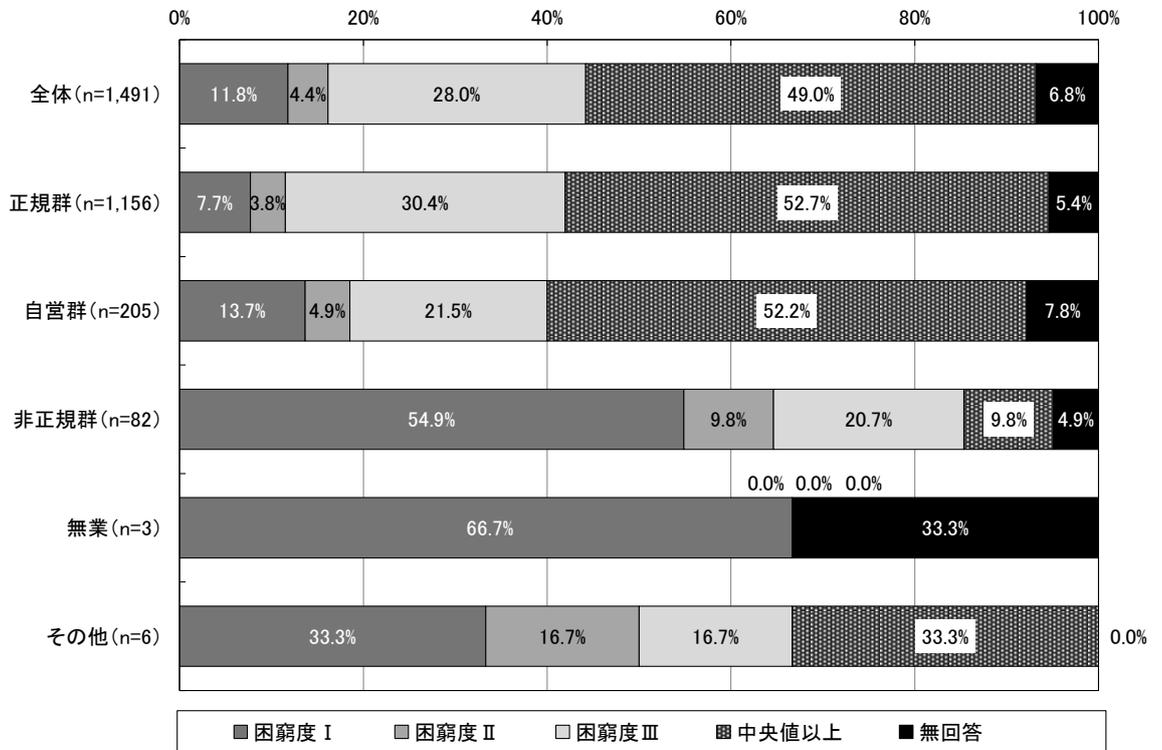
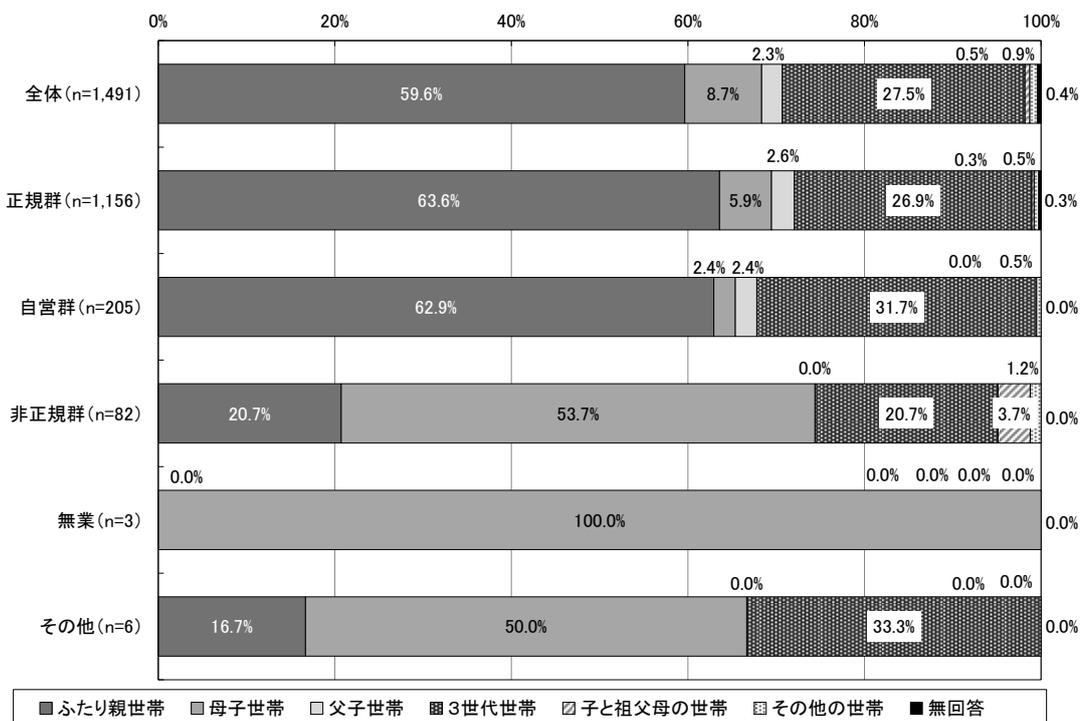


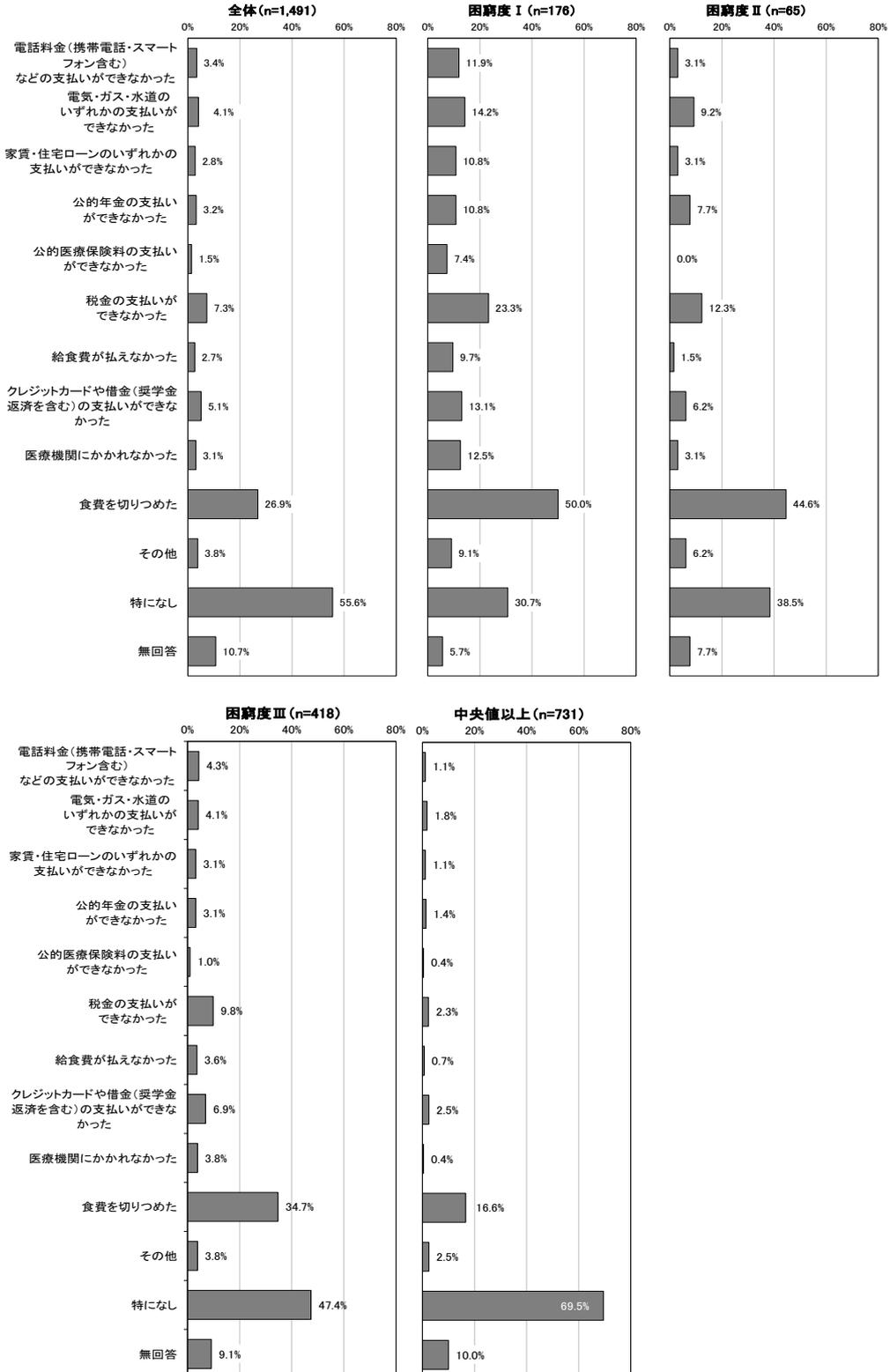
図 4：就労状況別の世帯構成



## ウ 困窮度と経済的な理由によって生じる事項

経済的な事由では「食事を切りつめた」割合が最も多く、中央値以上の区分では 2 割未満ですが、困窮度が高まるにつれて割合が増加し、困窮度 I では 5 割を占めています。

図 5：困窮度と経済的な理由によって生じる事項



## エ 困窮度と勉強の理解度、勉強時間

困窮度別に見た勉強の理解度について、困窮度Ⅰでは「わからないことが多い」「ほとんどわからない」の合計が約2割であり、他の区分と比較して最も割合が高く、また平日の学校以外の勉強時間についても「まったくしない」が約1割を占め、最も高くなっています。

図6：困窮度別の勉強の理解度

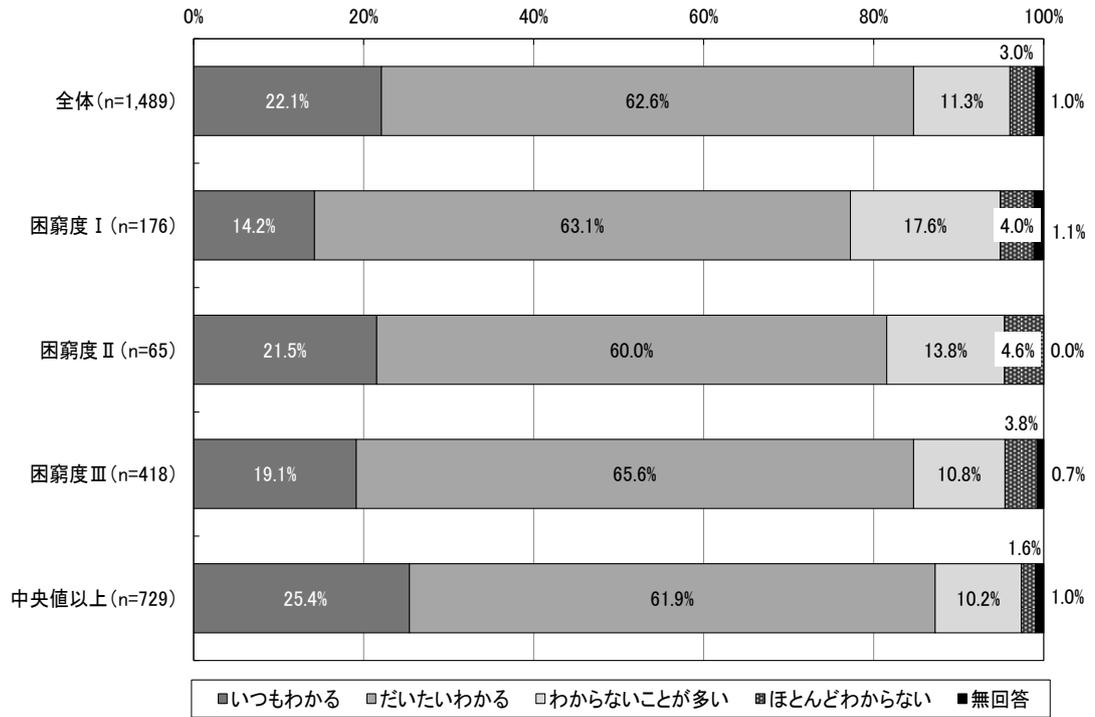
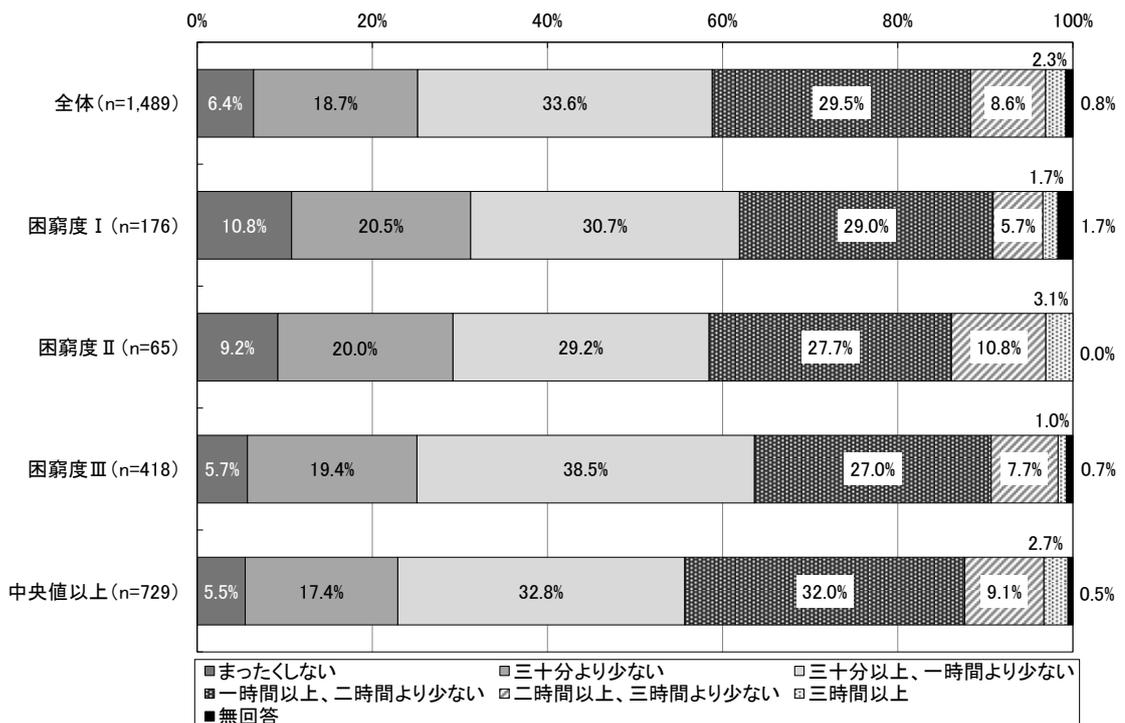


図7：困窮度別の平日1日あたりの学校以外の勉強時間



才 困窮度と将来の進学希望

将来の進学希望について、困窮度Ⅰでは、「高校まで」が中学2年生で3割超、保護者で約4割を占め、最も多くなっています。

一方、中央値以上の区分では、「大学またはそれ以上」が中学2年生で約5割、保護者で約4割半を占め、最も多くなっています。

図8：困窮度別の将来の進学希望（中学2年生）

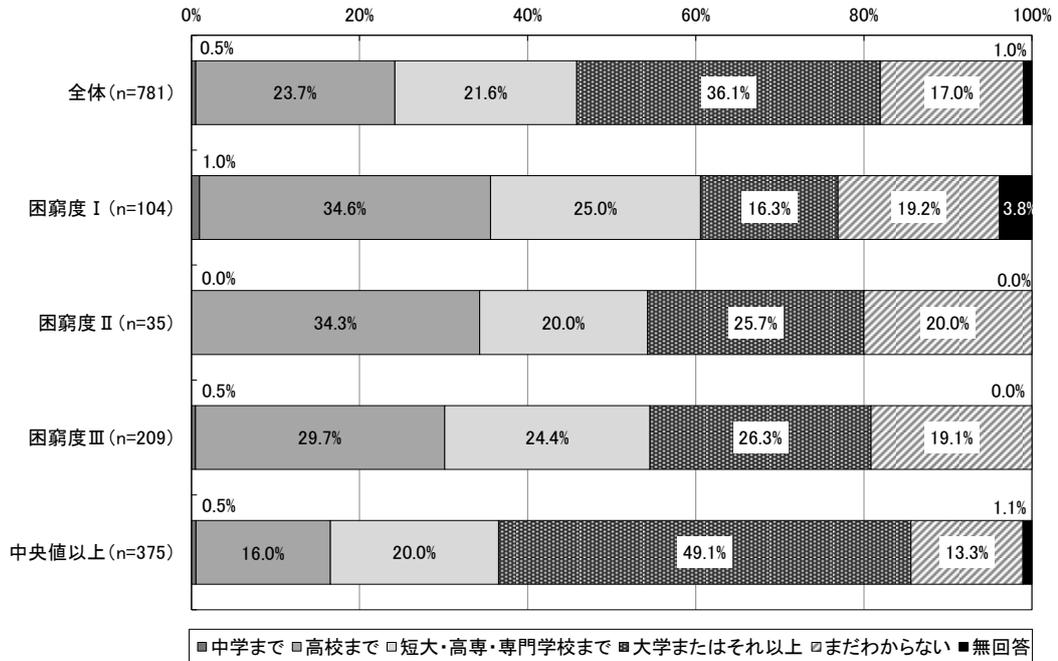
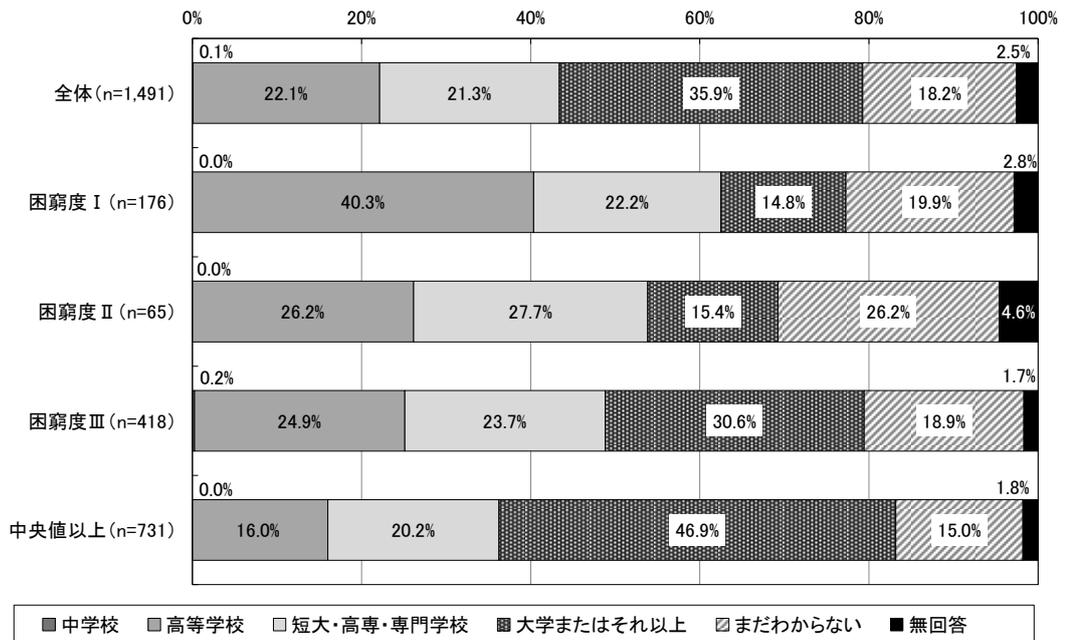


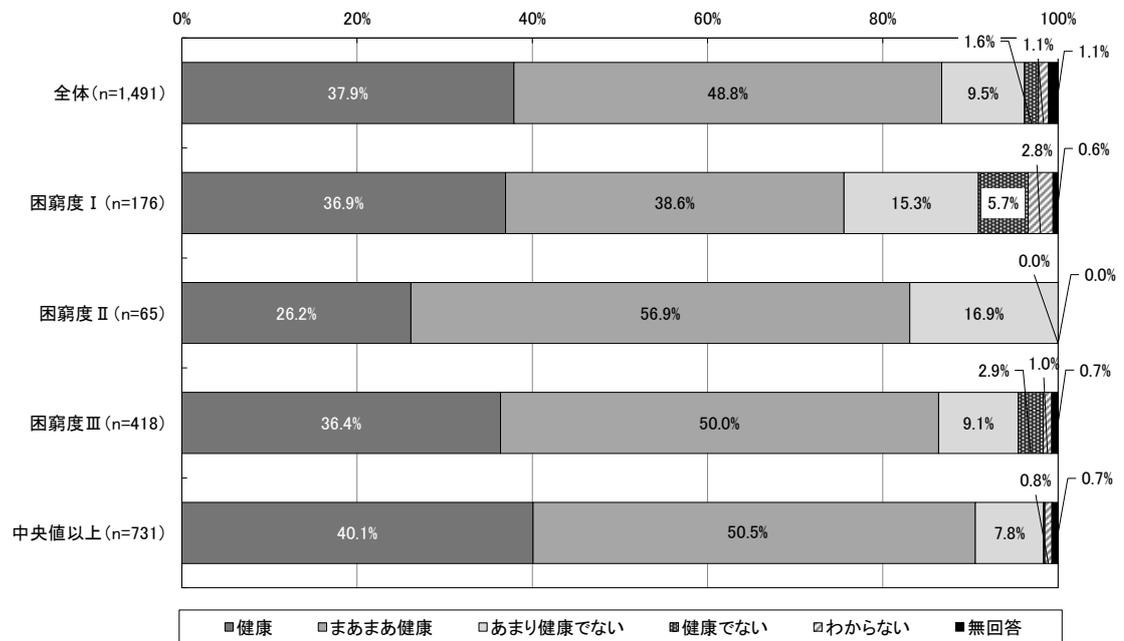
図9：困窮度別の将来の進学希望（保護者）



## カ 困窮度と健康状態

困窮度別に見た保護者の健康状態については、「健康」と「まあまあ健康」の合計が、中央値以上の区分では約 9 割であり、困窮度が高まるにつれて減少し、困窮度 I では約 7 割半となっています。

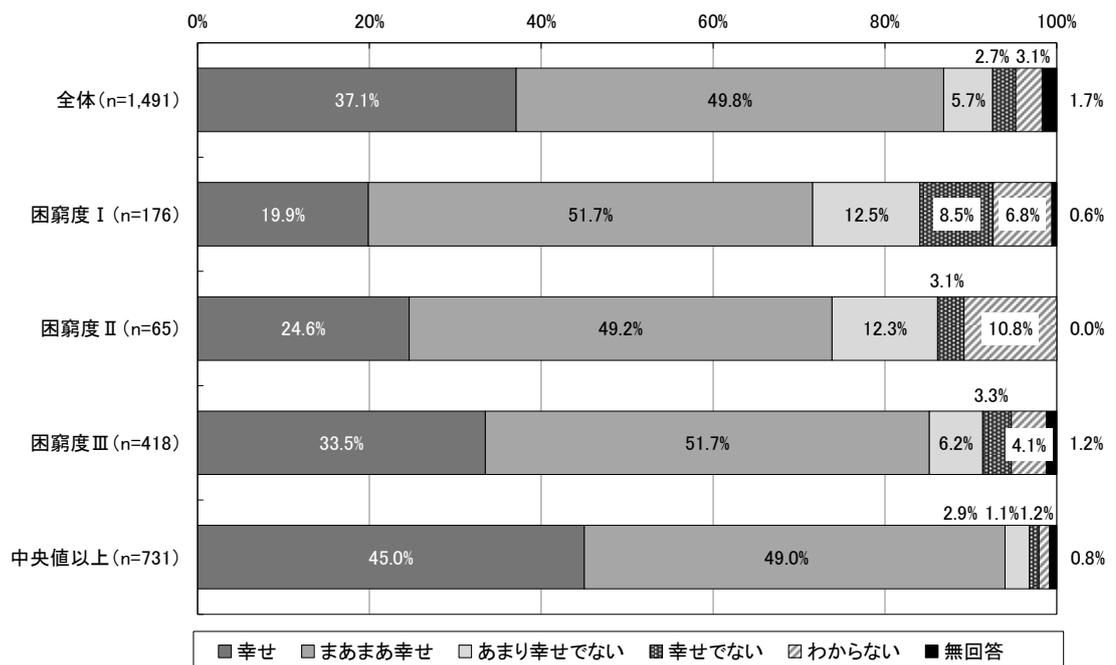
図 10：困窮度別の保護者の健康状態



## キ 困窮度と幸福感

困窮度別に見た保護者の幸福感については、「まあまあ幸せ」と「幸せ」の合計が、中央値以上の区分では 9 割超であり、困窮度が高まるにつれて減少し、困窮度 I では約 7 割となっています。

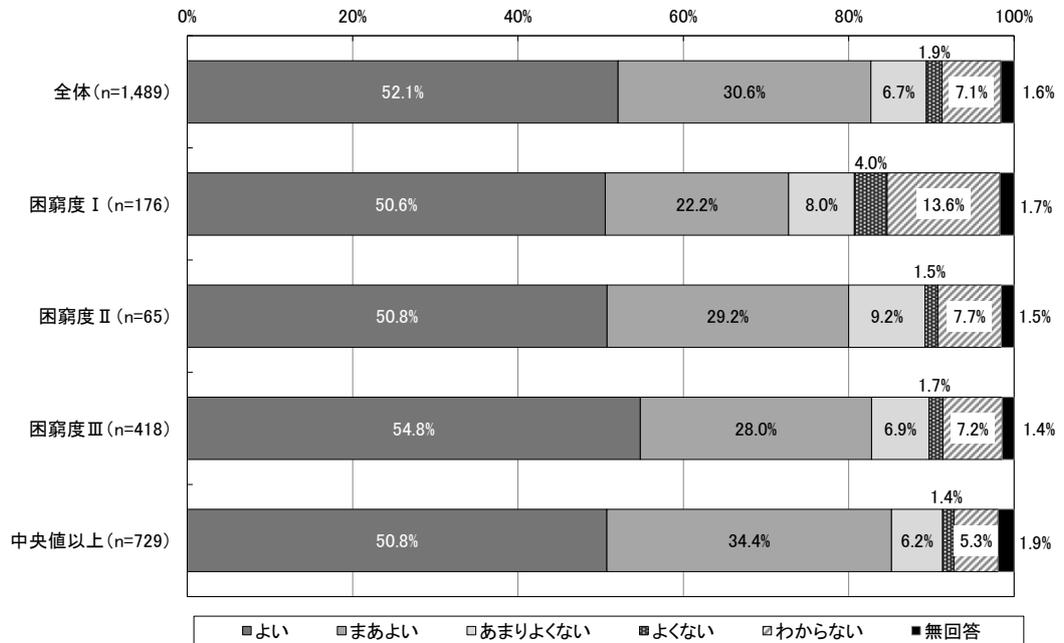
図 11：困窮度別の保護者の幸福感



### ク 困窮度と子どもの心や体の調子

困窮度別に見た子どもの心や体の調子については、「よい」と「まあよい」の合計が、中央値以上の区分では約 8 割半であり、困窮度が高まるにつれて減少し、困窮度 I では約 7 割となっています。

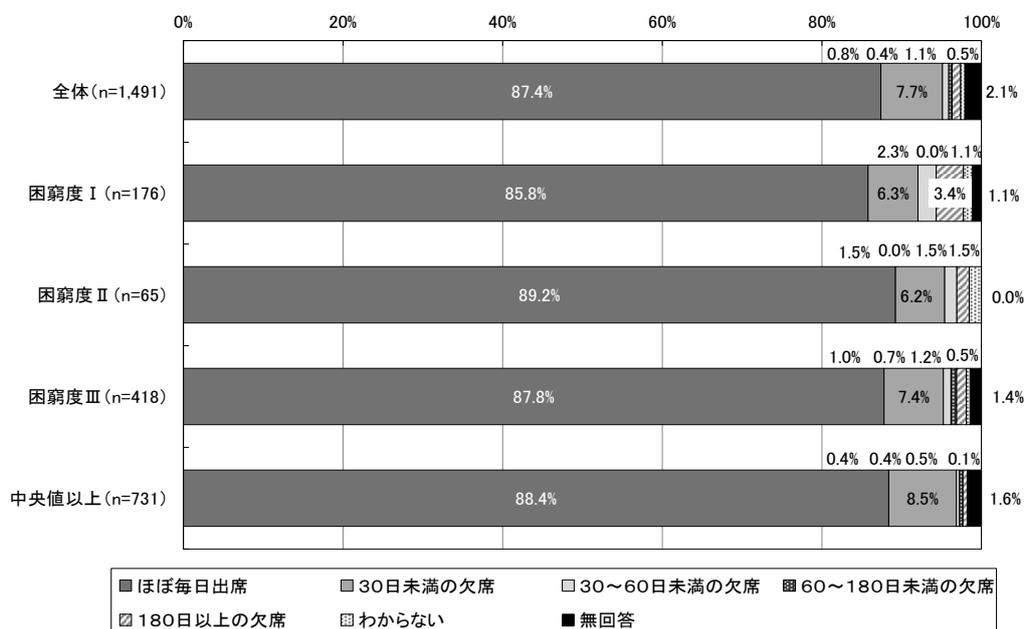
図 12：困窮度別の子どもの心や体の調子



### ケ 困窮度と学校の出席日数

困窮度別に見た子どもの出席日数について、「ほぼ毎日」と「30 日未満の欠席」の合計は、どの区分でも 9 割を超えています。「180 日以上の欠席」については、中央値以上の区分で 0.5%、困窮度 I では 3.4%となっており、困窮度が高まるにつれて割合が増えています。

図 13：困窮度別の子どもの出席日数

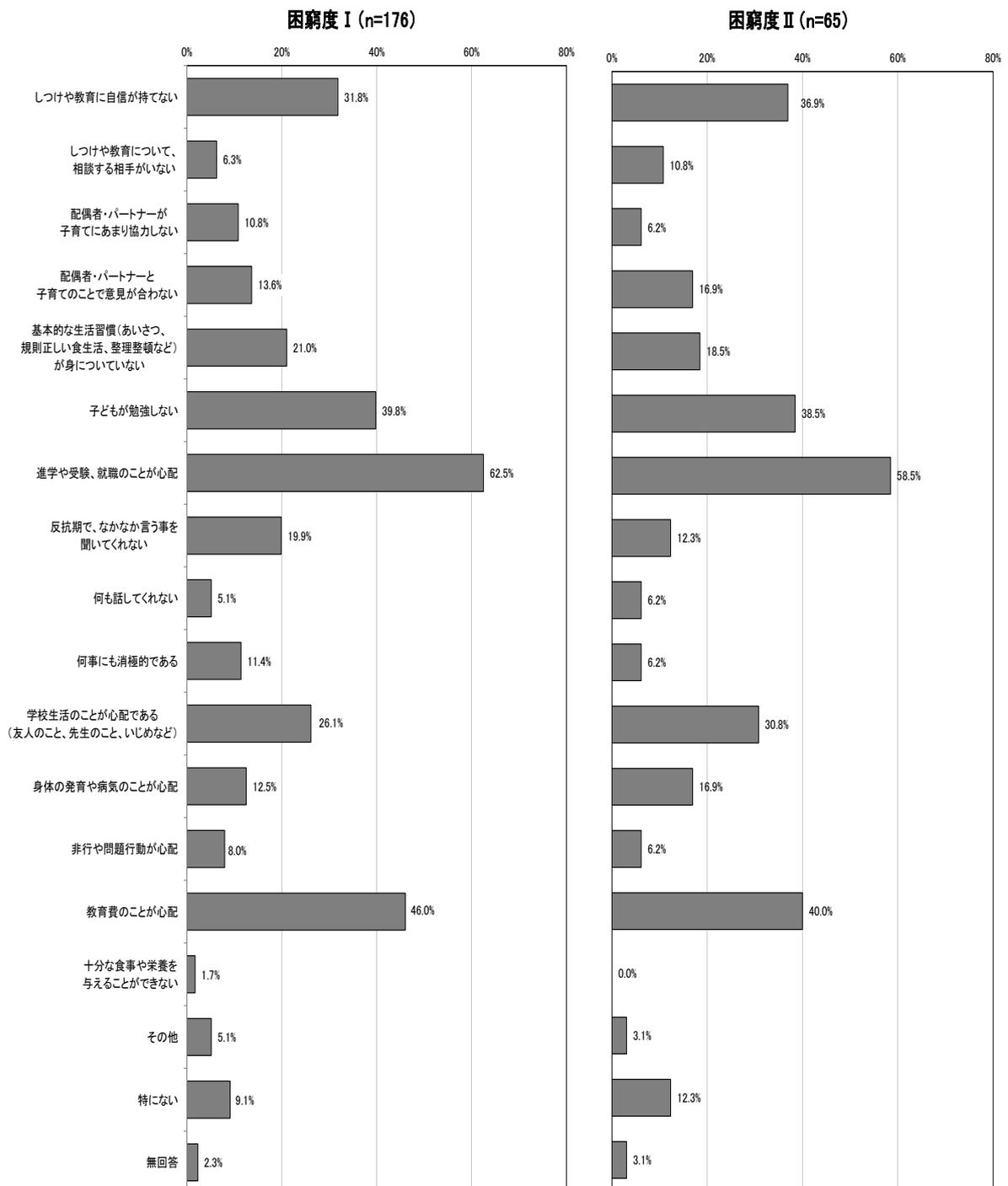


## コ 困窮度と保護者の悩み

困窮度別に見た、子どもに対する保護者の悩みについては、どの区分でも「進学や受験、就職のことが心配」が最も多い割合を占めています。次いで「教育費のことが心配」「しつけや教育に自信が持てない」が多く、「特にない」割合は、困窮度が高まるにつれて減少しています。

また、悩みの個数については、困窮度が高まるにつれて、8個以上あるとした割合が多くなっています。

図 14：困窮度別の子どもに対する保護者の悩み



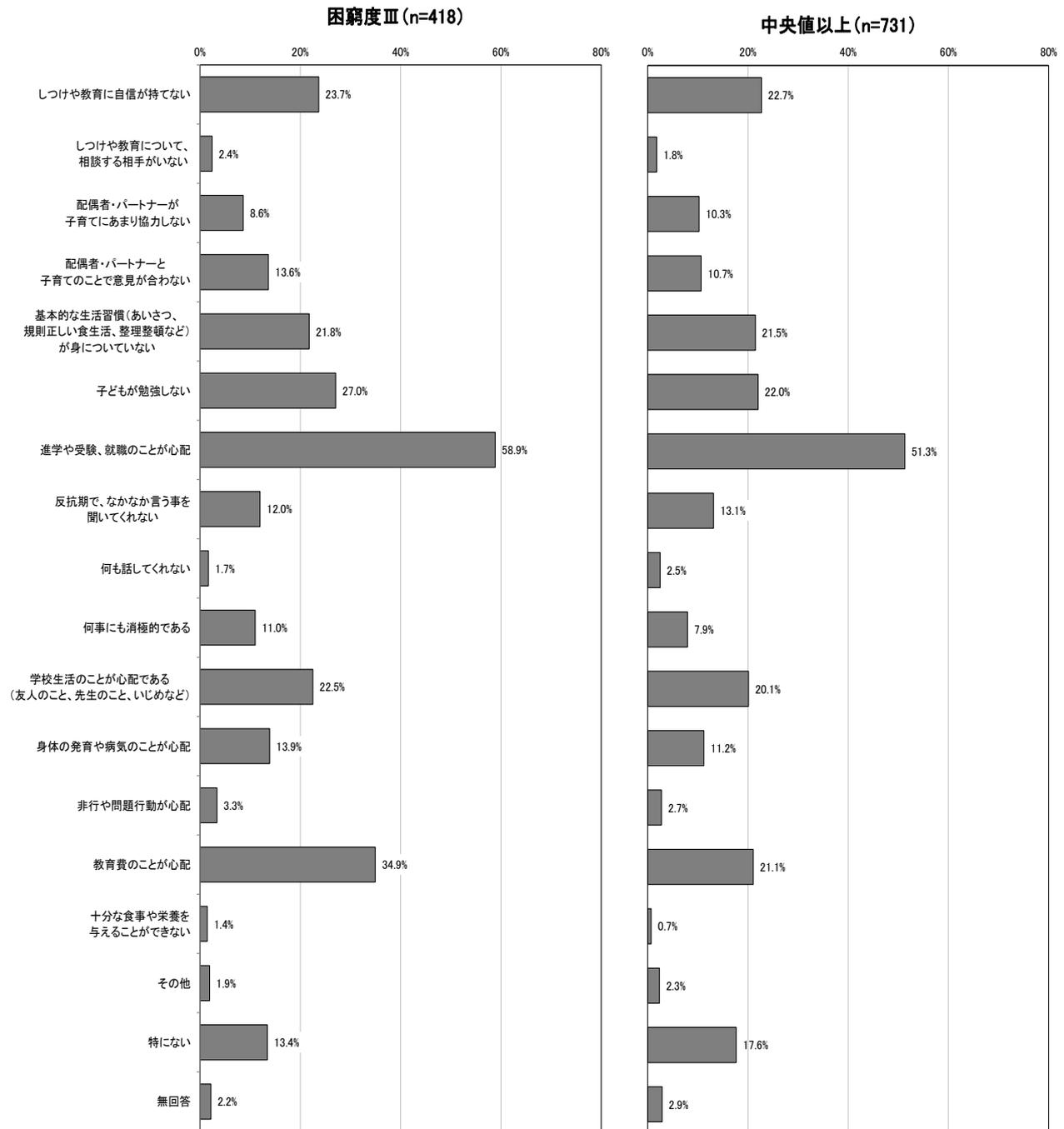
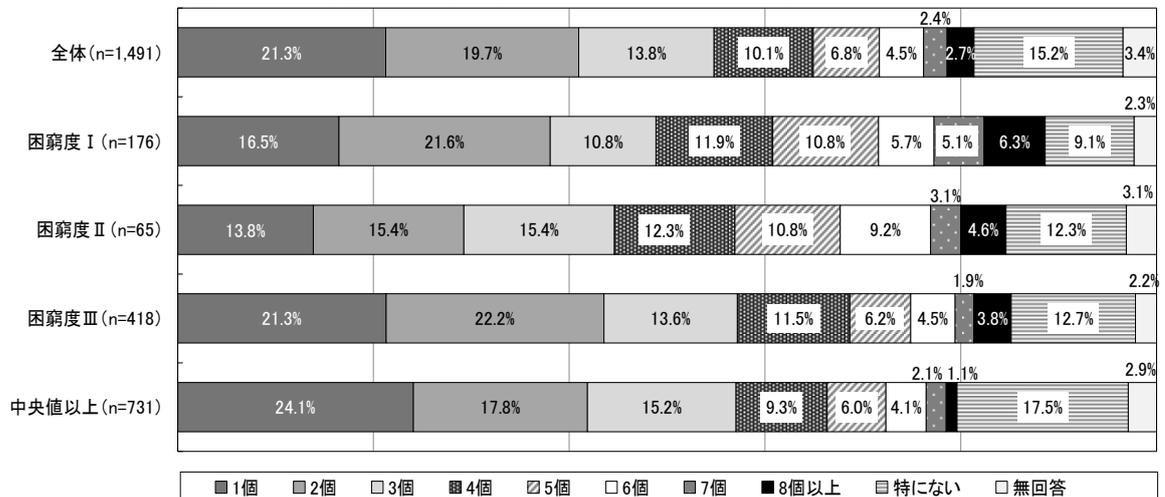


図 15：困窮度別に見た、子どもについての悩みの個数



## サ 困窮度と子どもの孤独感と自己肯定感

子どもが「孤独を感じることもある」割合について、「とても思う」「思う」の合計が、困窮度Ⅰでは3割超であり、他の区分と比べて最も割合が高くなっています。

また、「自分のことが好きだ」と思わない割合について、「あまり思わない」「思わない」の合計が、困窮度Ⅰでは5割であり、中央値以上の区分では、約4割となっています。

図 16：困窮度別の孤独感（孤独を感じることもある）

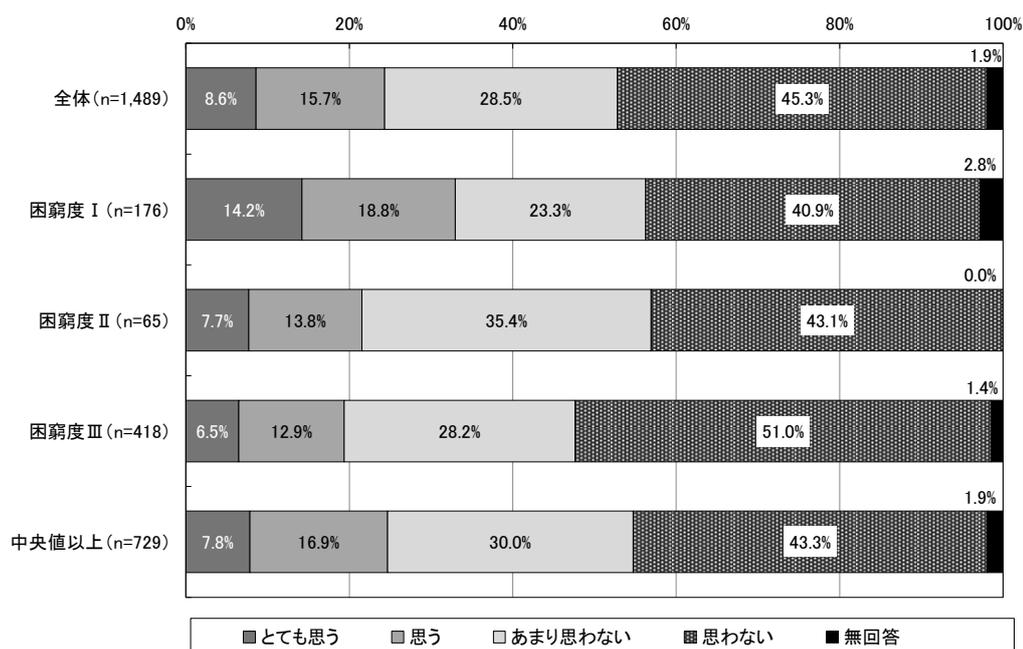
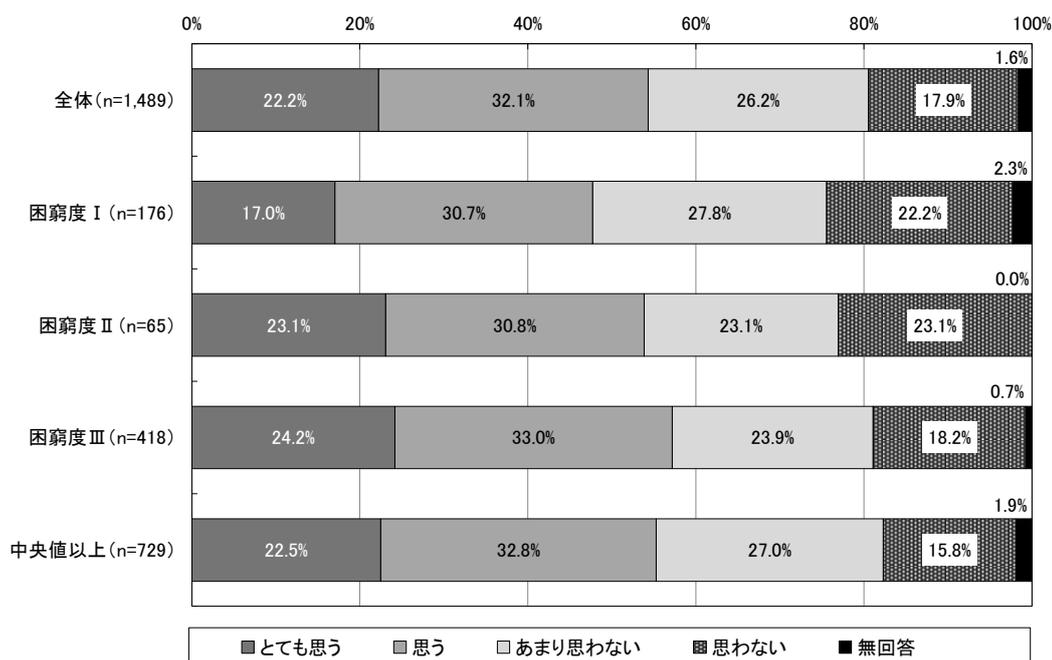


図 17：困窮度別の自己肯定感（自分のことが好きだと思うか）



### 3 鹿沼市子どもの支援者調査

#### (1) 調査の目的

経済的に困窮する子どもの状況や必要とする支援の内容、支援者間の連携の状況などを把握し、子どもの貧困対策について検討を行うため、子どもやその保護者に対して支援や相談等に携わっている方を対象に、調査を実施しました。

#### (2) 調査対象者

- 子どもの支援に関わる機関 123機関

栃木県県西健康福祉センター、栃木県中央児童相談所、  
保育園及び幼稚園、認定こども園、小規模保育事業施設、  
事業所内保育事業施設、認可外保育施設、放課後児童クラブ、  
地域子育て支援センター、つどいの広場、社会福祉協議会、小学校、  
中学校、高等学校、総合教育研究所教育相談室、児童養護施設、  
児童家庭支援センター、子ども食堂、その他子育て支援団体等

- 鹿沼市主任児童委員 34人

#### (3) 調査方法

郵送により、調査票を配布・回収しました。

#### (4) 調査期間

令和元年9月19日～ 令和元年10月31日

#### (5) 配布数及び回収数

全体の回収率は83.4%でした。

	子どもへの支援 に関わる機関	鹿沼市主任 児童委員	合計
配布数	123件	34件	157件
回答数	102件	29件	131件
回収率	82.9%	85.3%	83.4%

(6) 調査の結果概要

支援者の主な意識や意見については、次のとおりです。

ア 貧困状況にある子どもが併せ持つ状況に関すること

貧困状況にある子どもの家庭環境等については、支援者の多くが「子どもが親から放任されている」、「親が不安定な就労状況にある」、「親が家庭を顧みていない」、「家庭が地域から孤立している」、「親がアルコールやギャンブルに依存している」、「親が多重債務状態である」という状況が見られるとしています。

イ 貧困状況にある子どもに欠如している状態に関すること

貧困状況にある子どもに欠如しているものについては、支援者の多くが「こころの状態の安定性、心身の健康」、「健全な生活習慣、食習慣」、「自己肯定感・自尊心」としています。

ウ 支援者の支援内容に関すること

取り組んでいる支援については、半数以上の支援者が「相談（育児、発達、教育、生活相談等）」を実施しています。また、「学習支援」や「居場所（遊び場や読書等の場）」を提供する取り組みも多く見られます。

エ 支援者間の連携に関すること

支援者間で連携する機会は年に数回程度もしくは月に数回程度とする支援者が多く、連携先の多くは市児童家庭福祉や母子保健の担当課、小・中学校、県児童相談所となっています。

オ 貧困状況にある子どもと保護者の課題

支援者から以下のような意見が多く見られました。

- ・貧困であることを隠して自ら相談しない、もしくは相談がしづらい。
- ・子どもに学習習慣や考え方が身についていない。
- ・他者と関係構築ができず、地域から孤立している場合が多い。
- ・無計画に支出するなど、家計の管理ができない。
- ・保護者の就労が不安定な状態にある。
- ・保護者自身が健全な家庭生活を営む重要性を認識していない。

カ 貧困状況にある子どもと保護者に必要な支援

貧困状況にある子どもへの支援については、進学・就労への継続的な相談窓口や経済的支援、奨学金制度や学校教育にかかる費用の助成・免除の充実、学校や家庭以外での食を伴う居場所の提供などを必要とする意見が多くなっています。

保護者への支援については、家庭訪問による困窮の早期発見や生活支援、気軽に相談できる人や窓口、就労支援などを必要とする意見が多くなっています。

## 4 調査結果から見える課題

### (1) 早期の発見に関すること

困窮度の高まりに伴い、子どもにおいては、学校に出席する割合が減少し、子どもと教育機関の関係性の希薄化が見られます。保護者においては、子どもの進学や受験に対する心配や、子どものしつけについての不安など、子どもの養育に関する悩みが増加している傾向があります。

子どもや保護者の中には、必要な支援制度を把握していない場合や制度の手続きを理解できない場合、また自身が支援の必要性を感じていない場合があります。生活困窮を抱える子どもやその家庭に支援が行き届くようにするためには、必要とする世帯を早期に発見し、適切な支援につなぐ仕組みが機能するよう取り組む必要があります。

### (2) 生活上の悩みに関すること

子どもの心や体の調子は、困窮度が高まるにつれて、良好でなくなる傾向があります。保護者の健康状態については、良好でない割合が多くなる傾向が見られます。また、困窮度が高いほど、子どもの自己肯定感は低くなる傾向があり、精神面にも影響が見て取れます。

生活困窮の状態にある子どもとその保護者においては、経済的な側面だけではなく、多様な要素が絡み合い、複合的な課題が生じています。日常の生活の様々な場面において不安を抱える子どもや保護者が、身体的にも精神的にも安定した生活を送ることができるよう、包括的に支援や相談ができる体制を整え、保護者の負担軽減や生活の安定を図るための取り組みが必要です。

### (3) 教育機会や学習習慣に関すること

学校での学習においては、困窮度が高まるにつれて、その理解度が低下する傾向が見られます。また、子どもの進学希望先については、困窮度が高まるにつれて、大学や短大等の割合が低下しています。

経済的に困窮している世帯においては、困窮状態によって子どもの生活や学習環境に影響を及ぼし、将来の進路が狭められてしまい、さらには世代間で生活困窮の状態が連鎖するといったことが懸念されています。そのため、生活困窮を抱える子どもに対し、学習意欲を高め、自身を取り巻く環境や経済的な理由によって進学をあきらめることなく、将来に希望を抱くことができるような環境を整備することが必要です。

#### (4) 保護者の就労の安定に関すること

正規雇用では困窮度区分「中央値以上」とする割合が5割を超える一方、非正規雇用では困窮度が最も高い区分の割合が5割超を占めています。ひとり親家庭は約9割が就業していますが、ふたり親家庭と比較して非正規雇用の割合が多い傾向が見られます。特に母子世帯では非正規雇用の割合が多くなっています。家庭の経済状況は、保護者の雇用形態や世帯構成によって大きな違いがあり、困窮度との関係性が見て取れます。

家庭の経済的な基盤を確立するためには安定した雇用の確保が不可欠であり、雇用の安定は保護者の心理面への影響はもとより、子どもの生活環境に大きな影響を及ぼします。そのため、保護者に対して、個々の世帯の状況に応じ、自立に向けた就労支援の充実を図ることが必要です。

#### (5) 経済的な困難さに関すること

児童扶養手当の受給者数は減少傾向で、概ね700人程度です。また、要保護や準要保護の対象者数についても緩やかな減少傾向が見られ、概ね600人程度となっています。食費を切りつめたなどの生活上の経験については、困窮度の高まりに伴いその占める割合が多くなっている傾向があり、厳しい経済状況が見て取れます。

収入による経済的な制約は、必要な医療が受けられないなどの健康格差にもつながるだけでなく、生活の選択肢を狭め、子どもや保護者の心理面にも影響を及ぼしています。そのため、保護者の健康状態や就労状況にかかわらず、世帯の生活の安定を図るため、個々の状況に応じた経済的な支援により、生活の基礎を下支えする取り組みが必要です。

#### (6) 支援の体制に関すること

貧困状況にある子どもは多様な困難を抱えている状況も見られ、子どもや保護者が抱える課題は複雑化していることから、個々に寄り添った多面的な支援が重要です。

成長段階に即して、切れ目のない支援を確実に届けるため、関係機関等との連携を一層深め、情報共有をしながら必要な支援につなげるための体制を充実させる必要があります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

### 1 総合計画における目指すまちの姿

花と緑と清流のまち 笑顔あふれるやさしいまち

第8次鹿沼市総合計画では、本市が目指すまちの姿として、上記のとおり定めています。

- ◆「笑顔あふれる」とは、市民一人一人が活躍し、地域に活力が満ちているという状態を表しています。さらに、多世代・多文化の共生により、多様性があり、誰もがいきいきと暮らすことができるような地域社会の実現を目指すという想いが込められています。
- ◆「やさしい」とは、平和の心で、人や自然などへのやさしさに溢れ、市民がお互いに支え合いながら生活を送ることを表しています。地域コミュニティ、企業、行政などあらゆる主体が連携し、協働することでまちづくりを進めていくという想いが込められています。

### 2 計画の基本理念

生まれ育った環境にかかわらず、  
子どもが夢と希望を持って成長できるまち かぬま

生まれ育った環境によって子どもの未来の選択を狭めることなく、すべての子どもたちが健やかに育ち、自らの可能性を信じて前向きに挑戦し、将来の希望を持って成長できるよう、健全な育成環境が確保されることが重要です。

本計画では、『生まれ育った環境にかかわらず、子どもが夢と希望を持って成長できるまち かぬま』を基本理念とし、教育の機会均等と健全育成のための環境整備を推進します。

### 3 計画の基本方針

「基本理念」をもとに、次の6つの項目を基本方針として設定し、施策を展開します。

(1) 早期発見への取り組み

妊娠期からの成長過程に沿って、生活困窮などの困難を抱えている子どもや家庭の早期発見に努めます。

(2) 生活支援

生活困窮により子どもとその家庭が孤立化し、家庭環境が困難な状況にならないよう、生活の安定を図るための支援を推進します。

(3) 教育支援

経済的な状況や家庭環境に左右されず、学習意欲を持ち自らの能力を活かせるよう、学習環境の整備や就学・進学に向けた支援を推進します。

(4) 就労支援

生活基盤の安定を図るため、保護者が安心して就労できるよう子育て環境の整備や、安定した就労につながる支援を推進します。

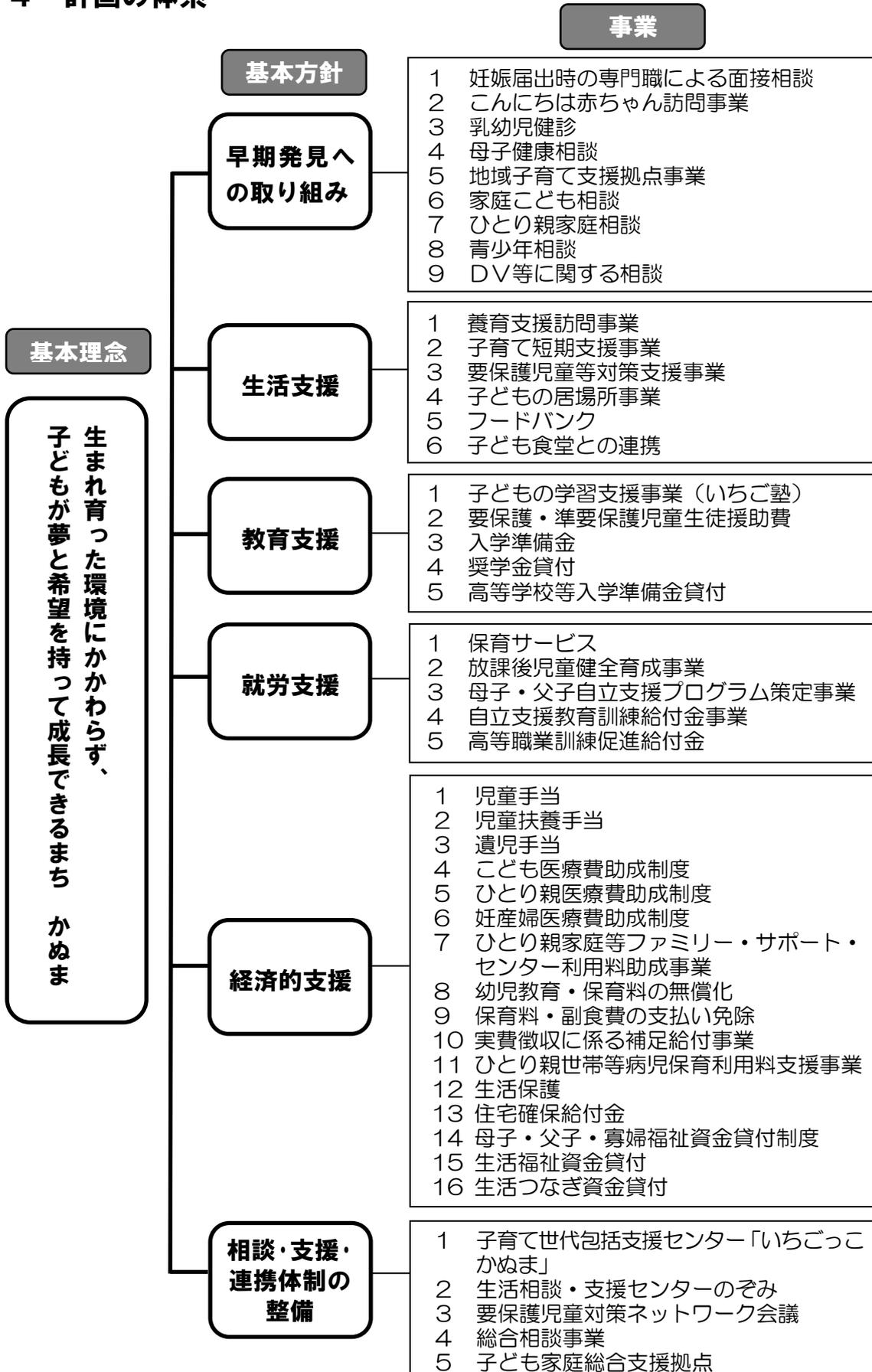
(5) 経済的支援

子どもとその家庭が安定した生活を送れるよう、経済的な負担軽減を図り、個々の状況に応じた手当の支給等を行い、子どもの健全な育成環境づくりに努めます。

(6) 相談・支援・連携体制の整備

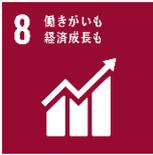
子どもの成長段階や自身の環境が変化する中でも、支援が行き届かないことのないよう、教育や福祉、医療などの関係機関が連携し、地域全体が一体となって子どもを守る体制整備に努めます。

## 4 計画の体系



## 第4章 施策の展開

### 1 早期発見への取り組み

方向性	関連するSDGs
<p>貧困の問題は、子どもや保護者などが自ら訴えにくい意識が働き、外部から見えにくい状況にあり、社会的な孤立に陥り、家庭環境における問題が深刻化する懸念があります。</p> <p>そのため、生活困窮の状態にある子どもとその家庭に気づき、見守り、子どもの成長に合わせて切れ目のない支援に繋がられるよう、早期に発見するための取り組みを行います。</p>	    

No.	事業名	事業内容	担当課
1	妊娠届出時の専門職による面接相談	妊娠届出・妊婦の転入時に、保健師・助産師等の専門職による相談を実施し、不安や困りごとに寄り添い適切な支援につなげます。	健康課

No.	事業名	事業内容	担当課
2	こんにちは赤ちゃん訪問事業	子どもの健やかな成育を支援するため、乳児がいる家庭を訪問して不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や保健指導を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結び付けます。	健康課

No.	事業名	事業内容	担当課
3	母子健康相談	妊産婦および新生児・乳幼児に関する相談を受け、子どもの健やかな成長と、安心して妊娠・出産・育児ができるよう支援します。	健康課

No.	事業名	事業内容	担当課
4	乳幼児健診	4か月、10か月、1歳6か月、3歳、5歳の節目の時期に健診を実施し、疾病または異常の早期発見と適切な援助を行います。また、育児相談の機会とし、保護者が積極的に育児に取り組めるよう支援します。	健康課

No.	事業名	事業内容	担当課
5	地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育ての相談や情報提供、助言等を行います。	保育課

No.	事業名	事業内容	担当課
6	家庭こども相談	子どもに関わる家庭の様々な問題や養育に関する悩みについて、家庭相談員などが相談や支援を行います。	こども総合サポートセンター

No.	事業名	事業内容	担当課
7	ひとり親家庭相談	ひとり親家庭の生活安定や経済的な自立を図るため、母子・父子自立支援員による相談業務や就労支援などを行います。	こども総合サポートセンター

No.	事業名	事業内容	担当課
8	青少年相談	青少年に関わる様々な問題についての相談（ひきこもり、不登校、対人関係、非行など）を行います。	こども総合サポートセンター

No.	事業名	事業内容	担当課
9	DV等に関する相談	女性相談において、各相談機関や福祉事務所などの関係機関と連携し、DVに関する相談やDV被害者の自立に向けた支援を実施します。	人権推進課

## 2 生活支援

方向性	関連するSDGs
<p>生活困窮にある家庭では、子どもや保護者の健康面や人間関係などの複雑な問題を抱えることで、心理的にも社会的にも孤立を深めてしまい、ますます困難な状況に陥る傾向があります。</p> <p>子どもの基本的な生活習慣の習得や、保護者の身体及び精神面の健康確保、生計維持への緊急的な支援など、個々の状況に応じて生活の安定を図るための支援を行います。</p>	

No.	事業名	事業内容	担当課
1	養育支援訪問事業	要支援家庭に対して適切な養育の実施を促すため、家庭相談員や保健師などが自宅を訪問し、養育に関する指導や助言などを行います。	こども総合サポートセンター

No.	事業名	事業内容	担当課
2	子育て短期支援事業	保護者の疾病などの理由により、家庭で養育することが一時的に困難になった児童について、児童養護施設などで必要な保護を行います。	こども総合サポートセンター

No.	事業名	事業内容	担当課
3	要保護児童等対策支援事業	養育のための支援が特に必要とする家庭の児童の安全確保や生活の安定を図るため、児童の居場所づくりのための開設助成や緊急的な物資の支給などを行います。	こども総合サポートセンター

No.	事業名	事業内容	担当課
4	子ども居場所事業	子どもに生活習慣などを身につける機会を提供するとともに保護者の養育負担の軽減を図る「子どもの居場所」づくりを実施します。	こども総合サポートセンター

No.	事業名	事業内容	担当課
5	フードバンク	市民から寄付された食品を、生活にお困りの方に無償で配布します。	社会福祉協議会

No.	事業名	事業内容	担当課
6	子ども食堂との連携	市内の子ども食堂と連携し、相談者に情報を提供し、無料利用券の配布など行います。	社会福祉協議会

### 3 教育支援

方向性
<p>家庭の経済的な状況によって、子どもの学習環境や将来の選択で不利な状況に置かれなため、均等に教育を受ける機会の保障が求められています。</p> <p>子どもが自らの能力と可能性を生かし、将来の夢に挑戦できるよう、教育機関や地域との連携を図ります。また、生活困窮の状況にある子どもへの学習機会の提供や、希望する進路の実現につなげるための支援を行います。</p>

#### 関連するSDGs



No.	事業名	事業内容	担当課
1	子どもの学習支援事業 (いちご塾)	経済的な理由で学習塾に通えない小学生(4~6年)、中学生(1~3年)を対象に、無料で個別学習を支援します。	厚生課

No.	事業名	事業内容	担当課
2	要保護・準要保護 児童生徒援助費	経済的な理由によって、小・中学校に通う児童・生徒の学用品や給食費等の支払いにお困りのご家庭に、その費用の一部を援助します。	学校 教育課

No.	事業名	事業内容	担当課
3	入学準備金	次年度に鹿沼市立の小・中学校に入学するお子様がいるご家庭で、経済的に困りの保護者の方に、入学前に入学準備金を支給します。	学校 教育課

No.	事業名	事業内容	担当課
4	奨学金貸付	修学の意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学できない高校生・大学生等に対して、学資を貸与します。	教育 総務課

No.	事業名	事業内容	担当課
5	高等学校等入学準備金貸付	高等学校等へ進学する意欲を有しながら、経済的理由により入学困難な生徒の保護者に対して、入学準備金を貸与します。	教育 総務課

## 4 就労支援

方向性
<p>生活基盤の安定には、一定の収入を得ることが必要なため、保護者の安定した就労環境が不可欠です。また、保護者が労働する姿を子どもに示すことで、労働の価値や意味を学習する機会が得られることにおいても意義があります。</p> <p>生活困窮の状態にある家庭やひとり親家庭が抱える不安に寄り添い、個々の生活状況に応じた自立のための相談対応、就労に向けた学び直しや育児と仕事の両立への支援など、きめ細かな就労支援に取り組みます。</p>

### 関連するSDGs



No.	事業名	事業内容	担当課
1	保育サービス	保護者が就労や求職等により保育ができない場合、保育施設等において通常保育及び特別保育（一時預かり、延長保育、休日保育、発達支援保育、病児・病後児保育等）を実施します。	保育課

No.	事業名	事業内容	担当課
2	放課後児童健全育成事業	就労等により保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後の適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図ります。	子育て支援課

No.	事業名	事業内容	担当課
3	母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親の就労支援や自立支援を図るため、個々の相談者の実情や課題に応じた支援プログラムを策定します。また、職業訓練や求職活動に係る支援や情報提供を行うとともに、職業安定所（ハローワーク）での面談についてサポートします。	こども総合サポートセンター

No.	事業名	事業内容	担当課
4	自立支援教育訓練 給付金事業	ひとり親家庭の母または父の主体的な能力開発の取り組みを支援し、指定の教育訓練講座を受講した場合に、受講料の一部を助成します。	こども総合 サポートセ ンター

No.	事業名	事業内容	担当課
5	高等職業訓練促進 給付金事業	ひとり親家庭の母または父が資格（看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士等）を取得するため養成機関で養成訓練を受講する際に、受講期間中の生活負担を軽減するため給付金を支給します。	こども総合 サポートセ ンター

## 5 経済的支援

方向性	関連するSDGs
<p>子育て世帯においては、一定の収入により生活の場を保ち、子どもの健全な養育環境を確保する必要があります。</p> <p>生活の下支えをするものとして、経済的な支援を必要とする家庭に対し、各種制度の負担軽減や子育てに伴う手当の給付、一時金の資金貸付等を行うなど、家庭の自立ができるよう支援を行います。</p>	

No.	事業名	事業内容	担当課
1	児童手当	中学校修了までの児童を養育している保護者等に対して、手当を支給します。	子育て支援課

No.	事業名	事業内容	担当課
2	児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進のため、児童を養育している父又は母、又は、父母に代わって養育している方に対して、手当を支給します。	子育て支援課

No.	事業名	事業内容	担当課
3	遺児手当	父母の一方又は両方が死亡した、義務教育終了前の児童の健全育成のため、手当を支給します。	子育て支援課

No.	事業名	事業内容	担当課
4	こども医療費助成制度	保護者の経済的負担軽減と病気の早期発見・治療を促進し、児童の健全育成を図るため、中学3年生までの児童に対して、病気やけが等により医療機関等で保険適用診療を受けた医療費の自己負担分を助成します。	子育て支援課

No.	事業名	事業内容	担当課
5	ひとり親医療費助成制度	ひとり親家庭の経済的負担軽減と心身の健康の向上を図るため、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育する配偶者のない親と当該児童に対して、病気やけが等により医療機関等で保険適用診療を受けた医療費の自己負担分を助成します。	子育て支援課

No.	事業名	事業内容	担当課
6	妊産婦医療費助成制度	妊産婦の疾病の早期発見と治療を促進し母子保健の向上を図り、併せて妊産婦家庭を経済的にも支援するため、原則、妊娠の届出があった日の属する月の初日から出産日の翌月の末日までの間に、病気やけが等により医療機関等で保険適用診療を受けた医療費の自己負担分を助成します。	子育て支援課

No.	事業名	事業内容	担当課
7	ひとり親家庭等ファミリー・サポート・センター利用料助成事業	児童扶養手当等を受給しているひとり親家庭等が、依頼会員としてファミリー・サポート・センターを利用した場合に、利用料の一部を助成します。	子育て支援課

No.	事業名	事業内容	担当課
8	幼児教育・保育料の無償化	教育・保育施設等を利用する 3～5 歳児クラスの全ての子、0～2 歳児クラスの住民税非課税世帯の子の保育料を無償とします。	保育課

No.	事業名	事業内容	担当課
9	保育料・副食費の支払い免除	第 3 子以降の児童の保育料と副食費、及び特定教育・保育施設等を利用する 3～5 歳児クラスの子で、一定の年収未満相当の世帯の子の副食費を免除します。	保育課

No.	事業名	事業内容	担当課
10	実費徴収に係る補足給付事業	保護者の世帯所得等を勘案し、特定教育・保育施設等に支払う費用等の一部を助成します。	保育課

No.	事業名	事業内容	担当課
11	ひとり親世帯等病児保育利用料支援事業	ひとり親世帯、生活保護世帯、非課税世帯の子が利用する病児・病後児保育利用料の一部を助成します。	保育課

No.	事業名	事業内容	担当課
12	生活保護	病気などのやむを得ない理由で収入を得ることができなくなった世帯で、他の制度等を活用しても最低限度の生活を維持することができない方に対して、国が最低生活を保障する制度です。	厚生課

No.	事業名	事業内容	担当課
13	住居確保給付金	離職などにより住居を失った人や失うおそれのある人で、熱心に求職活動を行うことを要件に、生活の安定を図るため、一定期間、家賃相当額を支給します。	生活相談・支援センターのぞみ

No.	事業名	事業内容	担当課
14	母子・父子・寡婦 福祉資金貸付制度	ひとり親家庭及び寡婦の生活安定や経済的な自立のため、保護者の技能取得や子どもの就学などを目的に各種資金の貸付を行います。	こども総合 サポートセ ンター

No.	事業名	事業内容	担当課
15	生活福祉資金貸付	低所得世帯に対し、進学費用や失業中の生活費などの貸付を行います。	社会福祉 協議会

No.	事業名	事業内容	担当課
16	生活つなぎ資金 貸付	低所得世帯に対し、次の収入までのつなぎとして貸付を行います。	社会福祉 協議会

## 6 相談・支援・連携体制の整備

方向性	関連するSDGs
<p>生活困窮を含めた複合的な課題を抱える家庭を支援するためには、庁内の関係部局間はもとより、関係機関や地域との連携が重要です。</p> <p>児童福祉や母子保健、教育、保健医療などの関係者をつなぐネットワークの活用や、地域との連携を通じ、地域全体において、子どもと保護者を見守り支える包括的な支援体制の充実を図ります。</p>	    

No.	事業名	事業内容	担当課
1	子育て世代包括支援センター 「いちごっこかぬま」	保健師等の専門職を配置して妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な相談を受け、適切なサービスや関係機関につなぎ、切れ目ない支援体制を構築します。	健康課

No.	事業名	事業内容	担当課
2	生活相談・支援センターのぞみ	生活改善を図るため、生活困窮に関する各種相談に応じ、就労支援や家計相談等を通じて自立に向けた支援を行います。	厚生課

No.	事業名	事業内容	担当課
3	要保護児童対策ネットワーク会議	児童虐待の防止、早期発見及び早期対応を図るため、児童福祉、母子保健、教育、医療、司法・警察など関係機関との情報共有を図り、支援体制について協議を行います。	こども総合サポートセンター

No.	事業名	事業内容	担当課
4	総合相談事業	福祉に関する困りごとなどで、どこに相談してよいかわからないときの相談に応じ、適切な制度、相談機関につなぎます。	社会福祉協議会

No.	事業名	事業内容	担当課
5	子ども家庭総合支援拠点	子どもとその家庭、妊産婦等を対象に、実情の把握や情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連携等の必要な支援を行うための拠点を整備し、子どもの福祉に関する支援業務を行います。	こども総合サポートセンター

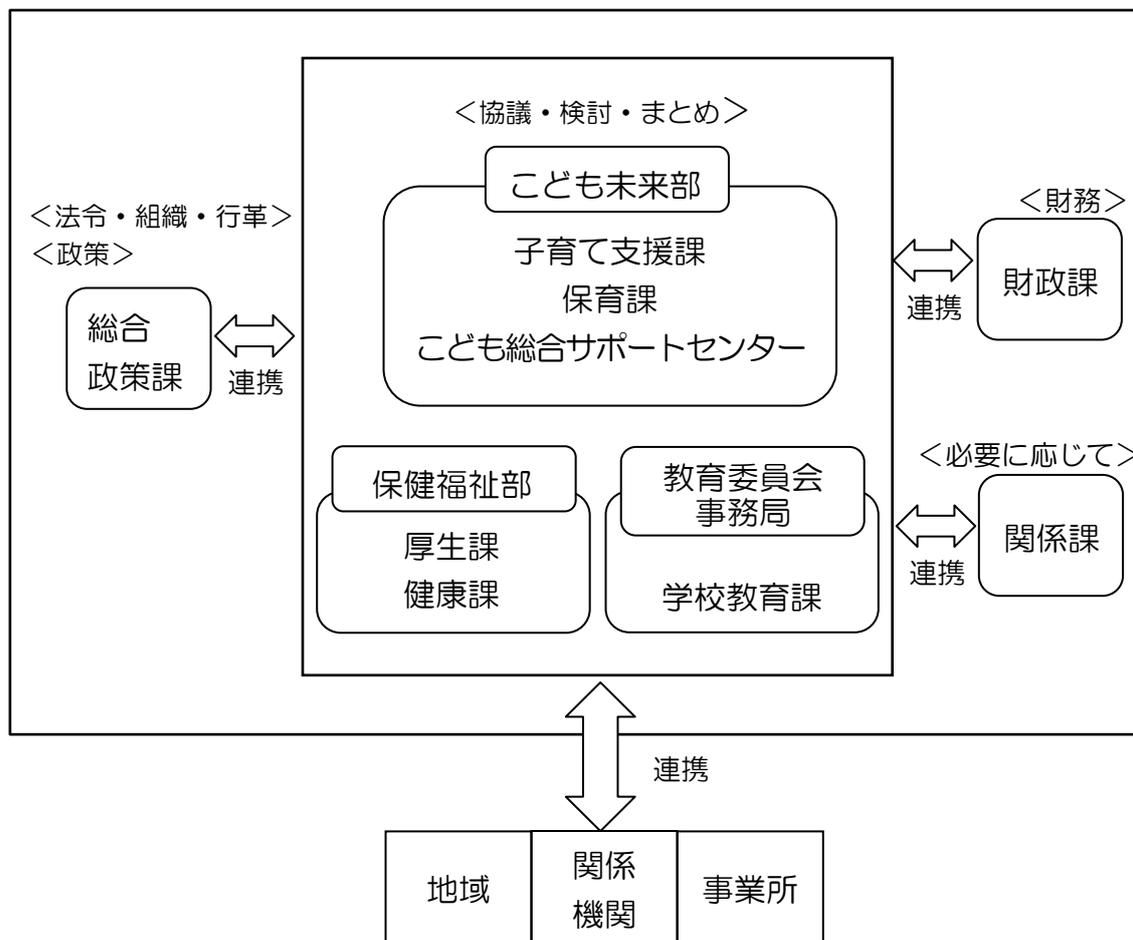
## 第5章 計画の推進体制と進行管理

### 1 計画の推進体制

「子どもの貧困」の問題は多様化・複雑化しており、課題解決に向けた施策や取り組みが広範にわたります。そのため、「子供の貧困対策に関する大綱」の施策に関わる関係部局からなる「鹿沼市子どもの貧困対策庁内検討会議」において、庁内の横断的な連携体制を強化し、総合的に子どもの貧困対策の推進に取り組んでいきます。

また、子どもの貧困対策は、児童福祉のみならず、教育や保健医療など分野が多岐にわたり、地域の実態に合わせて支援を行う必要があることから、関係機関や地域等と連携しながら、取り組みを進めていきます。

いちごっこ未来応援プラン（鹿沼市子どもの貧困対策推進計画）の推進体制

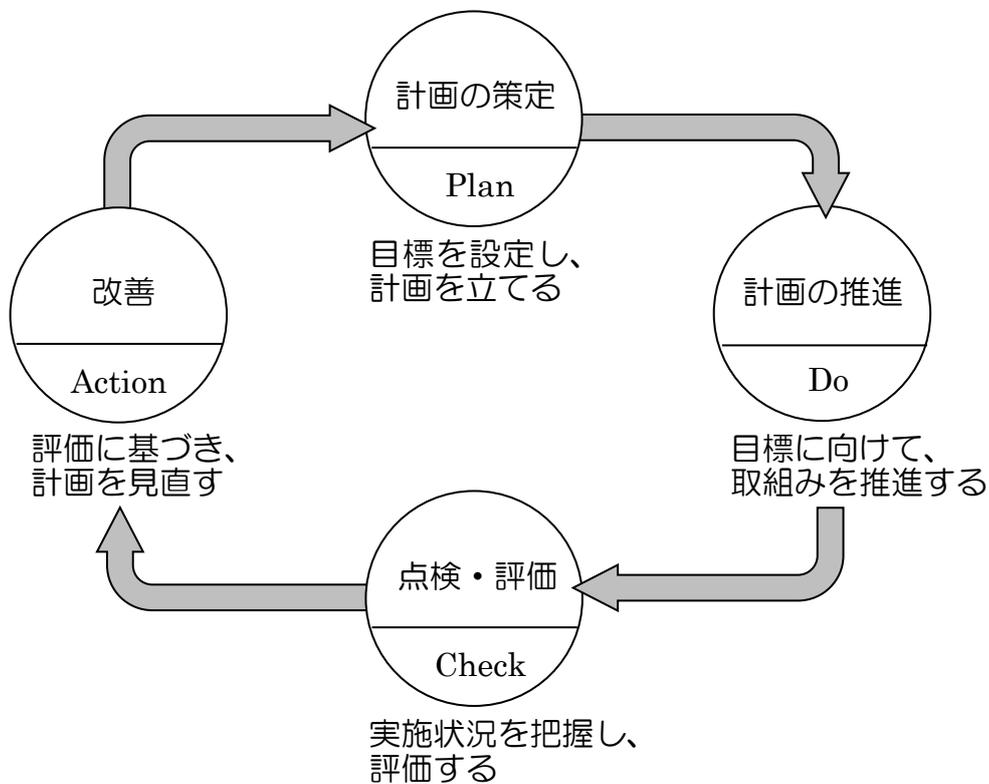


## 2 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、子どもの貧困対策に関する取り組みの実施状況を把握するとともに、施策の有効性について評価を行います。

その評価をもとに、国の法律や「子供の貧困対策に関する大綱」の見直しの状況を踏まえながら、今後の取り組みや計画の見直し等を検討し改善につなげていく必要があります。

そのため、本計画では、取り組みに関する事務事業評価等を行い、定期的に「計画の策定」、「計画の推進」、「点検・評価」、「改善」のPDCAサイクルに基づき実施状況を確認、内容を検証するなど、計画の進行管理を行っていきます。



# 資料編

## 1 鹿沼市子どもの貧困対策庁内検討会議設置要綱

(趣旨)

第1条 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第2条の基本理念に基づき、本市における子どもの貧困対策の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的とし、鹿沼市子どもの貧困対策庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を所管する。

- (1) 子どもの貧困対策に関する施策の策定及び実施に関すること。
- (2) 子どもの貧困対策に関する施策の連絡調整及び情報交換に関すること。
- (3) その他、子どもの貧困対策を総合的に推進するために必要なこと。

(組織)

第3条 検討会議の委員は、別表に掲げる職員により組織する。

- 2 検討会議には会長及び副会長それぞれ1名を置く。
- 3 会長は、こども総合サポートセンター長を充て、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 4 副会長は、子育て支援課長を充て、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討会議は、会長が招集し、議事を進行する。

- 2 委員は、検討会議に出席できないときは、その指名する者を代理で検討会議に出席させることができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(担当者会議)

第5条 会長及び委員は、必要な検討及び連絡調整を行うための担当者会議を随時開催することができる。

(事務局)

第6条 検討会議の事務局は、こども未来部こども総合サポートセンターに置く。

(委任)

第7条 この要綱で定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は平成30年11月1日から施行する。

別 表

保健福祉部	厚生課長
	健康課長
こども未来部	子育て支援課長
	保育課長
	こども総合サポートセンター長
教育委員会	学校教育課長

## 2 いちごっこ未来応援プラン策定までの経過

- 令和元年 9月19日～令和元年10月31日 鹿沼市子どもの支援者調査の実施
- 令和3年 7月28日 第1回鹿沼市子どもの貧困対策庁内検討会議
- 令和3年 9月29日 第2回鹿沼市子どもの貧困対策庁内検討会議
- 令和3年10月13日～令和3年10月26日 鹿沼市子どもの生活実態調査の実施
- 令和3年12月 7日 第3回鹿沼市子どもの貧困対策庁内検討会議
- 令和3年12月23日 鹿沼市子ども・子育て会議
- 令和4年 2月 2日 第4回鹿沼市子どもの貧困対策庁内検討会議
- 令和4年 2月15日～令和4年 3月15日 パブリック・コメントの実施
- 令和4年 2月21日 第2回鹿沼市子ども・子育て会議
- 令和4年 3月23日 第5回鹿沼市子どもの貧困対策庁内検討会議

### 3 SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs（持続可能な開発目標）とは、「誰一人取り残さない」として、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するために、2015年の国連サミットで採択された国際社会共通の目的です。社会、経済、環境の3側面から捉えられる17のゴールと、169のターゲットから構成されています。



**目標 1 [貧困]**  
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



**目標 2 [飢餓]**  
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、実現可能な農業を促進する



**目標 3 [保障]**  
あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



**目標 4 [教育]**  
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



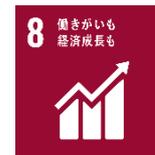
**目標 5 [ジェンダー]**  
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



**目標 6 [水・衛生]**  
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



**目標 7 [エネルギー]**  
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



**目標 8 [経済成長と雇用]**  
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



**目標 9 [インフラ、産業化、イノベーション]**  
強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの巣心を図る



**目標 10 [不平等]**  
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



**目標 11 [持続可能な都市]**  
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



**目標 12 [持続可能な消費と生産]**  
持続可能な各国間の不平等を是正する



**目標 13 [気候変動]**  
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



**目標 14 [海洋資源]**  
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。



**目標 15 [陸上資源]**  
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびにとぎの劣化の防止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



**目標 16 [平和]**  
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



**目標 17 [実施手段]**  
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

## 4 用語解説

### あ行

#### SDGs（エスディーズ）

持続可能な開発目標。「誰一人取り残さない」として、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するために、2015年の国連サミットで採択された国際社会共通の目的のこと。社会、経済、環境の3側面から捉えられる17のゴールと、169のターゲットから構成されている。

### か行

#### 国民生活基礎調査

保健、医療、福祉、年金、所得などの国民生活の基礎的な事項を調査し、厚生労働行政の企画や立案に必要な基礎資料を得ることを目的に実施している調査。昭和61年を初年として3年ごとに大規模な調査を、その間の各年には簡易な調査を実施している。

#### 子どもの貧困率

18歳未満における相対的貧困率のこと。

#### 子ども食堂

子どもの孤食対策や子どもが安心できる地域の居場所づくり、保護者への子育て支援などを目的に、地域のボランティアが子どもに対して、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組を行う場所。

### さ行

#### 児童虐待

保護者（親権を行う者、未成年後見人など）が監護する18歳未満の児童に対して行われる暴力や暴言などの行為。身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4種類に分類される。

#### 児童手当

子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母やその他の保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的な認識のもとに、家庭などにおける生活安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給される手当。0歳児から中学校卒業までの児童を養育している方に支給される。

#### 児童扶養手当

離婚によるひとり親世帯など、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当。18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある児童（障がいの場合は20歳未満）を監護している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方（祖父母など）に支給される。

## 就学援助

義務教育の円滑な実施に資することを目的に、経済的な理由で就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して行われる援助。費目例として、学用品費や給食費などが挙げられる。

## 相対的貧困

国や地域社会において、平均的な生活水準よりも相対的に低い所得水準にある状況をいう。

## 相対的貧困率

相対的貧困の状態にある者の割合。厚生労働省が実施している国民生活基礎調査においては、一定基準を下回る所得水準の者の割合をいう。

## た行

### DV（ドメスティック・バイオレンス）

Domestic violence の略語。配偶者や恋人など婚姻の有無を問わず親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力を指す。形態として、身体的な暴力や精神的な暴力、経済的な暴力、性的な暴力などが挙げられる。

## は行

### 職業安定所（ハローワーク）

民間の職業紹介事業などでは就職に結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する厚生労働省の機関。職業安定所（ハローワーク）では、地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施する。

### ファミリー・サポート・センター

安心して子育てができる環境づくりを応援することを目的とし、「子育ての手助けをしてほしい方」（依頼会員）と、「子育ての手助けができる方」（協力会員）からなる会員制の相互援助活動を行う。センターでは、依頼会員の求めに応じて条件に合った支援ができる会員を紹介し、育児をサポートする。

## や行

### 要保護・準要保護

要保護とは、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の状態であり、保護を必要とする状態のこと。準要保護とは、教育委員会が、要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者の状態のこと。

## いちごっこ未来応援プラン

－鹿沼市子どもの貧困対策推進計画－

---

令和4年3月発行

発行 鹿沼市

編集 鹿沼市 こども未来部 こども総合サポートセンター

〒322-0064

栃木県鹿沼市文化橋町1982-18

TEL:0289-63-2177

FAX:0289-63-8325